別記様式第２号（その１の１）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

基　本　計　画　書

基　本　計　画

事　項	記　入　欄	備　考
計画の区分	短期大学の収容定員に係る学則変更	
フリガナ 設置者	ｶﾞｯｺｳﾎｳｼﾞﾝ　ｷﾝｷﾀﾞｲｶﾞｸ 学校法人　近畿大学	
フリガナ 大学の名称	ｷﾝｷﾀﾞｲｶﾞｸｷｭｳｼｭｳﾀﾝｷﾀﾞｲｶﾞｸ 近畿大学九州短期大学	
大学本部の位置	福岡県飯塚市菰田東1丁目5番30号	
大学の目的	教育基本法の精神に則り、良識ある社会の形成者としての幅広い教養を与え、生活福祉情報及び保育に関する実際的な専門教育を施し、国家及び社会の発展に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。	
新設学部等の目的	入学定員充足率低迷が続いており、改善が見込めないと判断した為、学生の募集を停止し、 収容定員を600名から0名に減員する。	

新設学部等の概要

新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	年	人	年次 人	人			年　月 第　年次	
近畿大学九州短期大学 通信教育部 生活福祉情報科	2	0 (300)	— —	0 (600)	短期大学士 (生活科学)	家政関係	令和7年4月 第1年次	福岡県飯塚市菰田東1丁目5番30号
計								

同一設置者内における変更状況（定員の移行，名称の変更等）

近畿大学
医学部医学科　(108)　（令和6年8月認可申請）

建築学部建築学科（通信教育課程）　(600)　（令和6年3月認可申請）
（うち３年次編入学定員）　(500)

教育課程

新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数
	講義	演習	実験・実習	計	
	科目	科目	科目	科目	単位

学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）
		教授	准教授	講師	助教	計		
新設分	通信教育部生活福祉情報科	人 0 (4)	人 0 (1)	人 0 (2)	人 0 (0)	人 0 (7)	人 0 (0)	人 0 (0)
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	0 (4)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (7)		
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a に該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）	0 (4)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (7)		
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a 又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a，ｂ又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	計（a～d）	0 (4)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (7)		

	学部等の名称	基幹教員					助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
		教授	准教授	講師	助教	計			
既設分	保育科	人 8 (8)	人 3 (3)	人 3 (3)	人 0 (0)	人 14 (14)	人 0 (0)	人 0 (0)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	8 (8)	3 (3)	3 (3)	0 (0)	14 (14)			短期大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 ６人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（ａ～ｂ）	8 (8)	3 (3)	3 (3)	0 (0)	14 (14)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（ａ～ｄ）	8 (8)	3 (3)	3 (3)	0 (0)	14 (14)			
	生活福祉情報科	4 (4)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	4 (4)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	7 (7)			短期大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 ４人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（ａ～ｂ）	4 (4)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	7 (7)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（ａ～ｄ）	4 (4)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	7 (7)			
既設分	通信教育部保育科	8 (8)	3 (3)	3 (3)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	0 (0)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	8 (8)	3 (3)	3 (3)	0 (0)	14 (14)			
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（ａ～ｂ）	8 (8)	3 (3)	3 (3)	0 (0)	14 (14)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（ａ～ｄ）	8 (8)	3 (3)	3 (3)	0 (0)	14 (14)			
	計	20 (20)	7 (7)	8 (8)	0 (0)	35 (35)	0 (0)	0 (0)	
合計		20 (24)	7 (8)	8 (10)	0 (0)	35 (42)	0 (0)	0 (0)	

職種	専属	その他	計	
	人	人	人	
事務職員	13 (13)	9 (9)	22 (22)	
技術職員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
図書館職員	1 (1)	2 (2)	3 (3)	
その他の職員	1 (1)	0 (0)	1 (1)	
指導補助者	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
計	15 (15)	11 (11)	26 (26)	

校地等	区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
	校舎敷地	21,094㎡	2,400㎡	0㎡	23,494㎡	近畿大学九州短期大学附属幼稚園（収容定員：220名、必要面積：校舎920㎡、運動場800㎡）と共用
	その他	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡	
	合計	21,094㎡	2,400㎡	0㎡	23,494㎡	

校舎	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
	6,930㎡ (6,930㎡)	1,525㎡ (1,525㎡)	0㎡ (0㎡)	8,455㎡ (8,455㎡)	近畿大学九州短期大学附属幼稚園（収容定員：220名、必要面積：920㎡）と共用

教室・教員研究室	教室	室	教員研究室	室	

図書・設備	新設学部等の名称	図書〔うち外国書〕 冊	電子図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点	
		〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	( )	( )	
	計	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	( )	( )	

スポーツ施設等	スポーツ施設 ㎡	講堂 ㎡	厚生補導施設 ㎡	

経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設前年度	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次
経費の見積り	教員１人当り研究費等		300千円	300千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円
	共同研究費等		0千円	0千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円
	図書購入費		70,269千円	70,269千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円
	設備購入費		7,479千円	7,479千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円
学生１人当り納付金（通学課程）			第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次
			1,050千円	850千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円
学生１人当り納付金（通信教育課程）			第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次
			140千円	110千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常費補助金、雑収入　等					

既設大学等の状況	大学等の名称	近畿大学大学院							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
		年	人	年次 人	人		倍		
	法学研究科 法律学専攻								大阪府東大阪市 新上小阪228番3号
	博士前期課程	2	10	—	20	修士(法学)	1.05	昭和45年度	
	博士後期課程	3	5	—	15	博士(法学)	0.33	昭和47年度	

既設大学等の状況	大学等の名称	近畿大学大学院								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
	商学研究科								大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号	
	商学専攻									
	博士前期課程	2	20	―	40	修士(商学)	0.92	昭和27年度		
	博士後期課程	3	5	―	15	博士(商学)	0.53	昭和45年度		
	経済学研究科								大阪府東大阪市新上小阪228番3号	
	経済学専攻									
	博士前期課程	2	20	―	40	修士(経済学)	0.72	平成元年度		
	博士後期課程	3	5	―	15	博士(経済学)	0.00	平成3年度		
	総合理工学研究科								大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号	
	理学専攻									
	博士前期課程	2	30	―	60	修士(理学)	2.00	平成11年度		
	博士後期課程	3	2	―	6	博士(理学)	1.50	平成11年度		
	物質系工学専攻									
	博士前期課程	2	40	―	80	修士(工学)	1.18	平成11年度		
	博士後期課程	3	2	―	6	博士(工学)	0.50	平成11年度		
	メカニックス系工学専攻									
	博士前期課程	2	25	―	50	修士(工学)	2.14	平成11年度		
	博士後期課程	3	2	―	6	博士(工学)	0.50	平成11年度		
	エレクトロニクス系工学専攻									
	博士前期課程	2	30	―	60	修士(工学)	2.85	平成11年度		
	博士後期課程	3	2	―	6	博士(工学)	1.66	平成11年度		
	環境系工学専攻									
	博士前期課程	2	15	―	30	修士(工学)	1.60	平成11年度		
	博士後期課程	3	2	―	6	博士(工学)	1.50	平成11年度		
	建築デザイン専攻									
	修士課程	2	10	―	20	修士(建築学)	1.70	平成27年度		
	東大阪モノづくり専攻									
	博士前期課程	2	10	―	20	修士(工学)	0.20	平成16年度		
	博士後期課程	3	2	―	6	博士(工学)	0.16	平成20年度		

既設大学等の状況	大学等の名称	近畿大学大学院								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
	薬学研究科								大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号	
	薬科学専攻									
	博士前期課程	2	15	—	30	修士(薬科学)	0.73	平成22年度		
	博士後期課程	3	2	—	6	博士(薬科学)	0.33	平成24年度		
	薬学専攻									
	博士課程	4	3	—	12	博士(薬学)	1.16	平成24年度		
	総合文化研究科								大阪府東大阪市新上小阪228番3号	
	日本文学専攻									
	修士課程	2	4	—	8	修士(文学)	0.50	平成26年度		
	英語英米文学専攻									
	修士課程	2	3	—	6	修士(文学)	0.16	平成26年度		
	文化・社会学専攻									
	修士課程	2	8	—	16	修士(文化学)(社会学)	1.25	平成26年度		
	心理学専攻									
	修士課程	2	6	—	12	修士(心理学)	0.66	平成26年度		
	農学研究科								奈良県奈良市中町3327番204	
	農業生産科学専攻									
	博士前期課程	2	10	—	20	修士(農学)	1.75	平成17年度		
	博士後期課程	3	2	—	6	博士(農学)	0.50	平成17年度		
	水産学専攻									
	博士前期課程	2	10	—	20	修士(農学)	2.20	昭和61年度		
	博士後期課程	3	4	—	12	博士(農学)	0.16	平成元年度		
	応用生命化学専攻									
	博士前期課程	2	14	—	28	修士(農学)	2.21	昭和60年度		
	博士後期課程	3	5	—	15	博士(農学)	0.26	平成元年度		
	環境管理学専攻									
	博士前期課程	2	10	—	20	修士(農学)	1.30	平成17年度		
	博士後期課程	3	2	—	6	博士(農学)	0.33	平成17年度		
	バイオサイエンス専攻									
	博士前期課程	2	12	—	24	修士(農学)	1.54	平成17年度		
	博士後期課程	3	4	—	12	博士(農学)	0.16	平成17年度		

既設大学等の状況

大学等の名称	近畿大学大学院								
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
生物理工学研究科								和歌山県紀の川市西三谷930	
生物工学専攻									
博士前期課程	2	16	－	32	修士(工学)	1.46	平成9年度		
博士後期課程	3	3	－	9	博士(工学)	1.00	平成11年度		
生体システム工学専攻									
博士前期課程	2	18	－	36	修士(工学)	2.05	平成26年度		
博士後期課程	3	2	－	6	博士(工学)	0.83	平成28年度		
システム工学研究科								広島県東広島市高屋うめの辺1番	
システム工学専攻									
博士前期課程	2	45	－	90	修士(工学)	1.17	平成17年度		
博士後期課程	3	5	－	15	博士(工学)	0.06	平成17年度		
産業理工学研究科								福岡県飯塚市柏の森11番6	
産業理工学専攻									
博士前期課程	2	30	－	60	修士(工学)	0.75	平成25年度		
博士後期課程	3	3	－	9	博士(工学)	0.55	平成27年度		
医学研究科								大阪府大阪狭山市大野東377番2	
医学系専攻									
博士課程	4	45	－	180	博士(医学)	0.51	平成20年度		
大学等の名称	近畿大学								
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
	年	人	年次人	人		倍			
法学部						1.06 ≪1.02≫		大阪府東大阪市新上小阪228番3号	
法律学科	4	500	－	2,000	学士(法学)	1.06 ≪1.02≫	昭和25年度		
経済学部						1.07 ≪1.04≫		大阪府東大阪市新上小阪228番3号	
経済学科	4	420	－	1,680	学士(経済学)	1.07 ≪1.05≫	平成15年度		
総合経済政策学科	4	170	－	680	学士(経済政策学)	1.05 ≪1.01≫	平成15年度		
国際経済学科	4	170	－	680	学士(国際経済学)	1.07 ≪1.03≫	平成18年度		

既設大学等の状況

大学等の名称	近畿大学								
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
経営学部						1.07 ≪1.04≫		大阪府東大阪市 小若江3丁目4番1号	
経営学科		585	－	2,340		1.06 ≪1.03≫			
昼間主コース	4	425	－	1,700	学士(経営学)	1.10 ≪1.07≫	平成15年度		
夜間主コース	4	160	－	640	学士(経営学)	0.96 ≪0.95≫	平成15年度		
商学科	4	405	－	1,620	学士(商学)	1.08 ≪1.05≫	平成15年度		
会計学科	4	175	－	700	学士(会計学)	1.09 ≪1.05≫	平成18年度		
キャリア・マネジメント学科	4	175	－	700	学士 (キャリア・マネジメント学)	1.06 ≪1.03≫	平成19年度		
理工学部						1.07 ≪1.03≫		大阪府東大阪市 小若江3丁目4番1号	
理学科	4	225	－	900	学士(理学)	1.10 ≪1.04≫	平成14年度		
生命科学科	4	95	－	380	学士(理学)	1.06 ≪1.04≫	平成14年度		
応用化学科	4	130	－	520	学士(工学)	1.05 ≪1.01≫	平成14年度		
機械工学科	4	200	－	800	学士(工学)	1.07 ≪1.03≫	平成14年度		
電気電子通信工学科	4	170	－	700	学士(工学)	1.14 ≪1.10≫	平成14年度		令和4年度入学 定員減(△20人)
社会環境工学科	4	100	－	400	学士(工学)	1.03 ≪1.00≫	平成14年度		
情報学科	4	－	－	－	学士(工学)	－	平成14年度		※令和4年度より 学生募集停止（情報学科）
エネルギー物質学科	4	120	－	360	学士(理工学)	0.93	令和4年度		
建築学部						1.11 ≪1.06≫		大阪府東大阪市 小若江3丁目4番1号	
建築学科	4	280	－	1,120	学士(建築学)	1.11 ≪1.06≫	平成23年度		
薬学部						1.02 ≪1.00≫		大阪府東大阪市 小若江3丁目4番1号	
医療薬学科	6	150	－	900	学士(薬学)	1.01 ≪0.99≫	平成18年度		6年制学科
創薬科学科	4	40	－	160	学士(薬科学)	1.05 ≪1.03≫	平成18年度		4年制学科
文芸学部						1.08 ≪1.03≫		大阪府東大阪市 新上小阪228番3号	
文学科		180		720		1.09 ≪1.05≫			
日本文学専攻	4	120	－	480	学士(文学)	1.10 ≪1.05≫	平成元年度		
英語英米文学専攻	4	60	－	240	学士(文学)	1.08 ≪1.04≫	平成元年度		
芸術学科		115		460		1.06 ≪1.01≫			
舞台芸術専攻	4	50	－	200	学士(文芸学)	1.06 ≪1.00≫	平成元年度		
造形芸術専攻	4	65	－	260	学士(文芸学)	1.06 ≪1.02≫	平成元年度		
文化・歴史学科	4	140	－	560	学士(文学)	1.06 ≪1.01≫	平成元年度		
文化デザイン学科	4	80	－	320	学士(文学)	1.10 ≪1.08≫	平成28年度		
総合社会学部						1.07 ≪1.04≫		大阪府東大阪市 新上小阪228番3号	
総合社会学科	4	510	－	2,040	学士(総合社会学)	1.07 ≪1.04≫	平成22年度		

既設大学等の状況

大学等の名称	近畿大学								
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
国際学部						1.08 ≪1.04≫		大阪府東大阪市 小若江3丁目4番1号	
国際学科	4	500	―	2,000	学士(国際学)	1.08 ≪1.04≫	平成28年度		
情報学部						1.02		大阪府東大阪市 新上小阪228番3号	
情報学科	4	330	―	990	学士(工学)	1.02	令和4年度		
農学部						1.05 ≪1.04≫		奈良県奈良市中町 3327番204	
農業生産科学科	4	120	―	480	学士(農学)	1.04 ≪1.02≫	平成17年度		
水産学科	4	120	―	480	学士(農学)	1.12 ≪1.11≫	昭和33年度		
応用生命化学科	4	120	―	480	学士(農学)	1.06 ≪1.05≫	平成17年度		
食品栄養学科	4	80	―	320	学士(農学)	1.01 ≪1.00≫	昭和42年度		
環境管理学科	4	120	―	480	学士(農学)	1.08 ≪1.05≫	平成17年度		
生物機能科学科	4	120	―	480	学士(農学)	1.00 ≪0.98≫	平成17年度		
医学部						1.05 ≪0.99≫		大阪府大阪狭山市大野東377番2	令和2・3年度のみの臨時定員変更(12) 令和3年度のみの臨時定員変更(5) 令和4～6年度のみの臨時定員変更(17)
医学科	6	112	―	670	学士(医学)	1.05 ≪0.99≫	昭和49年度		
生物理工学部						1.01 ≪0.98≫		和歌山県紀の川市西三谷930	
生物工学科	4	90	―	360	学士(工学)	1.06 ≪1.03≫	平成5年度		
食品安全工学科	4	90	―	360	学士(工学)	0.96 ≪0.93≫	平成22年度		
遺伝子工学科	4	90	―	360	学士(工学)	1.03 ≪1.01≫	平成9年度		
生命情報工学科	4	80	―	320	学士(工学)	1.02 ≪0.99≫	平成22年度		
人間環境デザイン工学科	4	80	―	320	学士(工学)	0.98 ≪0.97≫	平成22年度		
医用工学科	4	55	―	220	学士(工学)	0.98 ≪0.95≫	平成22年度		
工学部						1.04 ≪1.02≫		広島県東広島市高屋うめの辺1番	
化学生命工学科	4	75	―	320	学士(工学)	0.91 ≪0.90≫	昭和34年度		令和5年度入学定員減(△10人)
機械工学科	4	100	―	400	学士(工学)	1.04 ≪1.00≫	昭和34年度		
情報学科	4	100	―	380	学士(工学)	1.13 ≪1.09≫	昭和37年度		令和5年度入学定員増(10人)
建築学科	4	100	―	400	学士(工学)	1.02 ≪1.01≫	昭和40年度		
電子情報工学科	4	95	―	370	学士(工学)	1.12 ≪1.10≫	平成4年度		令和5年度入学定員増(5人)
ロボティクス学科	4	75	―	310	学士(工学)	1.04 ≪1.00≫	平成4年度		令和5年度入学定員減(△5人)

既設大学等の状況										
	大学等の名称	近畿大学								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
	産業理工学部						1.02 ≪1.00≫		福岡県飯塚市 柏の森11番6	
	生物環境化学科	4	65	―	280	学士(工学)	1.00 ≪0.99≫	平成16年度		令和5年度入学定員減(△10人)
	電気電子工学科	4	65	―	260	学士(工学)	1.02 ≪1.00≫	平成16年度		
	建築・デザイン学科	4	95	―	370	学士(工学)	0.99 ≪0.96≫	平成16年度		令和5年度入学定員増(5人)
	情報学科	4	75	―	290	学士(工学)	1.11 ≪1.08≫	平成16年度		令和5年度入学定員増(5人)
	経営ビジネス学科	4	120	―	480	学士 (経営ビジネス学)	1.01 ≪0.98≫	平成16年度		
	通信教育課程 法学部						0.21		大阪府東大阪市 小若江3丁目4番1号	
	法律学科	4	2,000	―	8,000	学士(法学)	0.21	昭和35年度		
	大学等の名称	近畿大学短期大学部								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
		年	人	年次人	人		倍		大阪府東大阪市 小若江3丁目4番1号	
	商経科 第2部	2	80	―	160	短期大学士 (経営学)	1.15 ≪1.11≫	昭和25年度		
	通信教育部商経科	2	2,000	―	4,000	短期大学士 (経営学)	0.44	昭和32年度		
	大学等の名称	近畿大学九州短期大学								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
		年	人	年次人	人		倍		福岡県飯塚市 菰田東1丁目5番30号	
	生活福祉情報科	2	50	―	100	短期大学士 (生活科学)	0.89	昭和41年度		
	保育科	2	70	―	140	短期大学士 (教育・保育学)	0.66	昭和41年度		
	通信教育部 生活福祉情報科	2	300	―	600	短期大学士 (生活科学)	0.20	平成9年度		
	通信教育部 保育科	2	600	―	1200	短期大学士 (教育・保育学)	1.34	昭和53年度		
	大学等の名称	近畿大学工業高等専門学校								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
		年	人	年次人	人		倍			
	総合システム工学科	5	160	―	800	準学士(工学)	0.93	平成17年度	三重県名張市 春日丘七番町1番地	
	附属施設の概要	該当なし								

(注)

1　共同学科の認可の申請及び届出の場合，「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。

2　「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」，専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。

3「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとすること。

4　私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室・教員研究室」，「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず，斜線を引くこと。

5　大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室・教員研究室」，「図書・設備」，「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。

6　「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。

7　空欄には，「－」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人近畿大学　組織の移行表

令和6年度	入学定員	編入学定員	収容定員		令和7年度	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
近畿大学					近畿大学				
法学部					法学部				
法律学科	500	－	2,000	→	法律学科	500	－	2,000	
経済学部					経済学部				
経済学科	420	－	1,680	→	経済学科	420	－	1,680	
総合経済政策学科	170	－	680	→	総合経済政策学科	170	－	680	
国際経済学科	170	－	680	→	国際経済学科	170	－	680	
経営学部					経営学部				
経営学科昼間主ｺｰｽ	425	－	1,700	→	経営学科昼間主ｺｰｽ	425	－	1,700	
経営学科夜間主ｺｰｽ	160	－	640	→	経営学科夜間主ｺｰｽ	160	－	640	
商学科	405	－	1,620	→	商学科	405	－	1,620	
会計学科	175	－	700	→	会計学科	175	－	700	
ｷｬﾘｱ･ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ学科	175	－	700	→	ｷｬﾘｱ･ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ学科	175	－	700	
理工学部					理工学部				
理学科	225	－	900	→	理学科	225	－	900	
生命科学科	95	－	380	→	生命科学科	95	－	380	
応用化学科	130	－	520	→	応用化学科	130	－	520	
機械工学科	200	－	800	→	機械工学科	200	－	800	
電気電子通信工学科	170	－	680	→	電気電子通信工学科	170	－	680	
社会環境工学科	100	－	400	→	社会環境工学科	100	－	400	
エネルギー物質学科	120	－	480		エネルギー物質学科	120	－	480	
建築学部					建築学部				
建築学科	280	－	1,120	→	建築学科	280	－	1,120	
薬学部					薬学部				
医療薬学科	150	－	900	→	医療薬学科	150	－	900	
創薬科学科	40	－	160	→	創薬科学科	40	－	160	
文芸学部					文芸学部				
文学科					文学科				
日本文学専攻	120	－	480	→	日本文学専攻	120	－	480	
英語英米文学専攻	60	－	240	→	英語英米文学専攻	60	－	240	
芸術学科					芸術学科				
舞台芸術専攻	50	－	200	→	舞台芸術専攻	50	－	200	
造形芸術専攻	65	－	260	→	造形芸術専攻	65	－	260	
文化・歴史学科	140	－	560	→	文化・歴史学科	140	－	560	
文化デザイン学科	80	－	320	→	文化デザイン学科	80	－	320	
総合社会学部					総合社会学部				
総合社会学科	510	－	2,040	→	総合社会学科	510	－	2,040	
国際学部					国際学部				
国際学科	500	－	2,000	→	国際学科	500	－	2,000	
情報学部					情報学部				
情報学科	330	－	1,320		情報学科	330	－	1,320	
農学部					農学部				
農業生産科学科	120	－	480	→	農業生産科学科	120	－	480	
水産学科	120	－	480	→	水産学科	120	－	480	
応用生命化学科	120	－	480	→	応用生命化学科	120	－	480	
食品栄養学科	80	－	320	→	食品栄養学科	80	－	320	
環境管理学科	120	－	480	→	環境管理学科	120	－	480	
生物機能科学科	120	－	480	→	生物機能科学科	120	－	480	
医学部					医学部				
医学科	112	－	587	→	医学科	108	－	583	令和7年度のみの臨時定員変更(13)
生物理工学部					生物理工学部				
生物工学科	90	－	360	→	生物工学科	90	－	360	
食品安全工学科	90	－	360	→	食品安全工学科	90	－	360	
遺伝子工学科	90	－	360	→	遺伝子工学科	90	－	360	
生命情報工学科	80	－	320	→	生命情報工学科	80	－	320	
人間環境デザイン工学科	80	－	320	→	人間環境デザイン工学科	80	－	320	
医用工学科	55	－	220	→	医用工学科	55	－	220	
工学部					工学部				
化学生命工学科	75	－	300	→	化学生命工学科	75	－	300	
機械工学科	100	－	400	→	機械工学科	100	－	400	
情報学科	100	－	400	→	情報学科	100	－	400	
建築学科	100	－	400	→	建築学科	100	－	400	
電子情報工学科	95	－	380	→	電子情報工学科	95	－	380	
ロボティクス学科	75	－	300	→	ロボティクス学科	75	－	300	

令和6年度	入学定員	編入学定員	収容定員		令和7年度	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
産業理工学部					産業理工学部				
生物環境化学科	65	－	260	→	生物環境化学科	65	－	260	
電気電子工学科	65	－	260	→	電気電子工学科	65	－	260	
建築・デザイン学科	95	－	380	→	建築・デザイン学科	95	－	380	
情報学科	75	－	300	→	情報学科	75	－	300	
経営ビジネス学科	120	－	480	→	経営ビジネス学科	120	－	480	
通信教育					通信教育				
法学部					法学部				
法律学科	2,000	－	8,000	→	法律学科	2,000	－	8,000	
					建築学部		3年次		
					建築学科	100	500	1,400	学部における通信教育の開設（認可申請）
計	10,207	－	41,267		計	10,303	500	42,663	
近畿大学大学院					近畿大学大学院				
法学研究科					法学研究科				
法律学専攻					法律学専攻				
博士前期課程	10	－	20	→	博士前期課程	10	－	20	
博士後期課程	5	－	15	→	博士後期課程	5	－	15	
商学研究科					商学研究科				
商学専攻					商学専攻				
博士前期課程	20	－	40	→	博士前期課程	20	－	40	
博士後期課程	5	－	15	→	博士後期課程	5	－	15	
経済学研究科					経済学研究科				
経済学専攻					経済学専攻				
博士前期課程	20	－	40	→	博士前期課程	20	－	40	
博士後期課程	5	－	15	→	博士後期課程	5	－	15	
総合理工学研究科					総合理工学研究科				
理学専攻					理学専攻				
博士前期課程	30	－	60	→	博士前期課程	30	－	60	
博士後期課程	2	－	6	→	博士後期課程	2	－	6	
物質系工学専攻					物質系工学専攻				
博士前期課程	40	－	80	→	博士前期課程	40	－	80	
博士後期課程	2	－	6	→	博士後期課程	2	－	6	
メカニックス系工学専攻					メカニックス系工学専攻				
博士前期課程	25	－	50	→	博士前期課程	25	－	50	
博士後期課程	2	－	6	→	博士後期課程	2	－	6	
エレクトロニクス系工学専攻					エレクトロニクス系工学専攻				
博士前期課程	30	－	60	→	博士前期課程	30	－	60	
博士後期課程	2	－	6	→	博士後期課程	2	－	6	
環境系工学専攻					環境系工学専攻				
博士前期課程	15	－	30	→	博士前期課程	15	－	30	
博士後期課程	2	－	6	→	博士後期課程	2	－	6	
建築デザイン専攻					建築デザイン専攻				
修士課程	10	－	20	→	修士課程	10	－	20	
東大阪モノづくり専攻					東大阪モノづくり専攻				
博士前期課程	10	－	20	→	博士前期課程	10	－	20	
博士後期課程	2	－	6	→	博士後期課程	2	－	6	
薬学研究科					薬学研究科				
薬科学専攻					薬科学専攻				
博士前期課程	15	－	30	→	博士前期課程	15	－	30	
博士後期課程	2	－	6	→	博士後期課程	2	－	6	
薬学専攻					薬学専攻				
博士課程	3	－	12	→	博士課程	3	－	12	
総合文化研究科					総合文化研究科				
日本文学専攻					日本文学専攻				
修士課程	4	－	8	→	修士課程	4	－	8	
英語英米文学専攻					英語英米文学専攻				
修士課程	3	－	6	→	修士課程	3	－	6	
文化・社会学専攻					文化・社会学専攻				
修士課程	8	－	16	→	修士課程	8	－	16	
心理学専攻					心理学専攻				
修士課程	6	－	12	→	修士課程	6	－	12	

令和6年度	入学定員	編入学定員	収容定員		令和7年度	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
農学研究科					農学研究科				
農業生産科学専攻					農業生産科学専攻				
博士前期課程	10	－	20	→	博士前期課程	10	－	20	
博士後期課程	2	－	6	→	博士後期課程	2	－	6	
水産学専攻					水産学専攻				
博士前期課程	10	－	20	→	博士前期課程	10	－	20	
博士後期課程	4	－	12	→	博士後期課程	4	－	12	
応用生命化学専攻					応用生命化学専攻				
博士前期課程	14	－	28	→	博士前期課程	14	－	28	
博士後期課程	5	－	15	→	博士後期課程	5	－	15	
環境管理学専攻					環境管理学専攻				
博士前期課程	10	－	20	→	博士前期課程	10	－	20	
博士後期課程	2	－	6	→	博士後期課程	2	－	6	
バイオサイエンス専攻					バイオサイエンス専攻				
博士前期課程	12	－	24	→	博士前期課程	12	－	24	
博士後期課程	4	－	12	→	博士後期課程	4	－	12	
生物理工学研究科					生物理工学研究科				
生物工学専攻					生物工学専攻				
博士前期課程	16	－	32	→	博士前期課程	16	－	32	
博士後期課程	3	－	9	→	博士後期課程	3	－	9	
生体システム工学専攻					生体システム工学専攻				
博士前期課程	18	－	36	→	博士前期課程	18	－	36	
博士後期課程	2	－	6	→	博士後期課程	2	－	6	
システム工学研究科					システム工学研究科				
システム工学専攻					システム工学専攻				
博士前期課程	45	－	90	→	博士前期課程	45	－	90	
博士後期課程	5	－	15	→	博士後期課程	5	－	15	
産業理工学研究科					産業理工学研究科				
産業理工学専攻					産業理工学専攻				
博士前期課程	30	－	60	→	博士前期課程	30	－	60	
博士後期課程	3	－	9	→	博士後期課程	3	－	9	
医学研究科					医学研究科				
医学系専攻					医学系専攻				
博士課程	45	－	180	→	博士課程	45	－	180	
実学社会起業イノベーション学位プログラム					実学社会起業イノベーション学位プログラム				
修士課程	－	－	－	→	修士課程	－	－	－	研究科等連係課程実施基本組織
計	518		1,191		計	518		1,191	
近畿大学短期大学部					近畿大学短期大学部				
商経科 第2部	80	－	160	→	商経科 第2部	80	－	160	
通信教育部商経科	2,000	－	4,000	→	通信教育部商経科	2,000	－	4,000	
計	2,080		4,160		計	2,080		4,160	
近畿大学九州短期大学					近畿大学九州短期大学				
生活福祉情報科	50	－	100	→	生活福祉情報科	50	－	100	
保育科	70	－	140	→	保育科	70	－	140	
通信教育部					通信教育部				
生活福祉情報科	300	－	600	→	生活福祉情報科	0	－	0	令和7年4月学生募集停止
保育科	600	－	1,200	→	保育科	600	－	1,200	
計	1,020	－	2,040		計	720	－	1,440	
近畿大学工業高等専門学校					近畿大学工業高等専門学校				
総合システム工学科	160	－	800	→	総合システム工学科	160	－	800	
計	160	－	800		計	160	－	800	
近畿大学看護専門学校					近畿大学看護専門学校				
看護学科	80		240		看護学科	80		240	
計	80	－	240		計	80	－	240	

都道府県内における位置関係の図面

最寄駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面

近畿大学九州短期大学

〒820-8513 福岡県飯塚市菰田東1-5-30

JR飯塚駅から徒歩3分

主な交通機関

電車でお越しの方

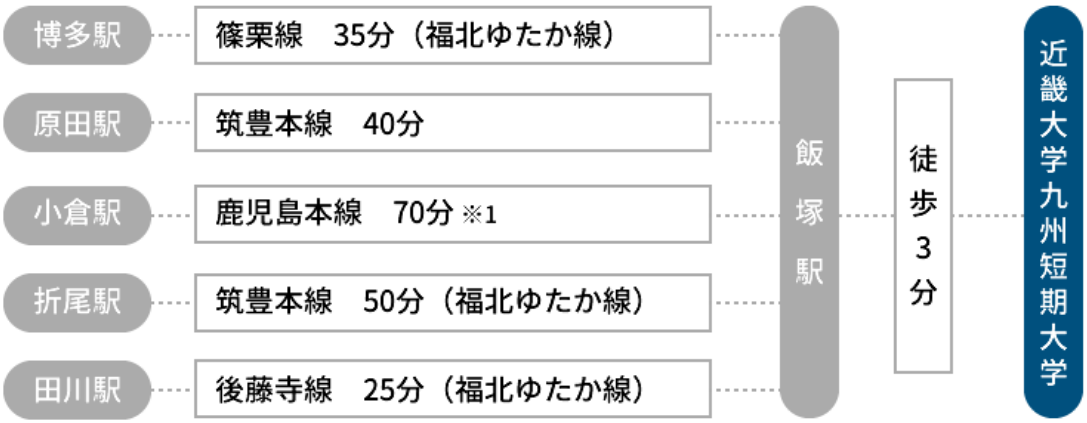

※1.小倉駅発は、折尾駅でJR福北ゆたか線（筑豊本線）にお乗りかえください。

バスでお越しの方

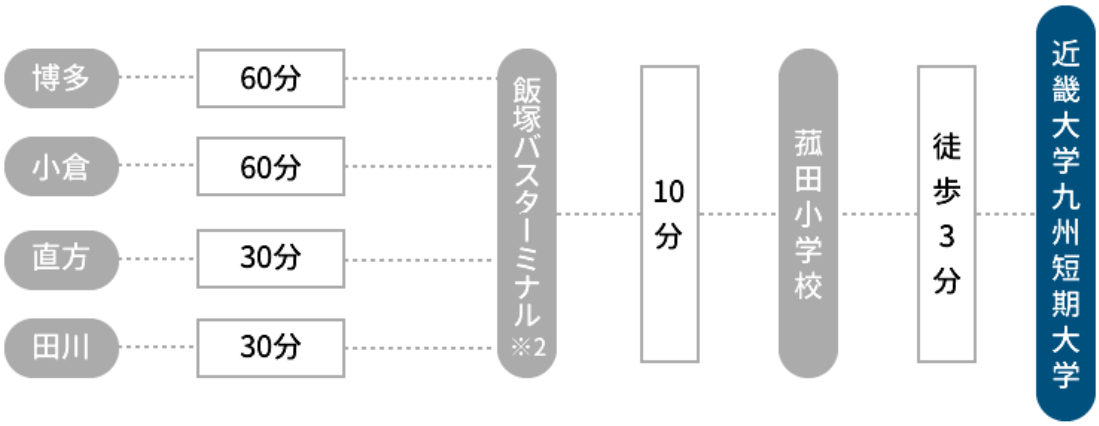

※2.飯塚バスターミナルから、『西鉄大隈行き』にお乗りかえください。

校舎、運動場等の配置図

校地面積　23,494 ㎡

校舎面積　6,930 ㎡

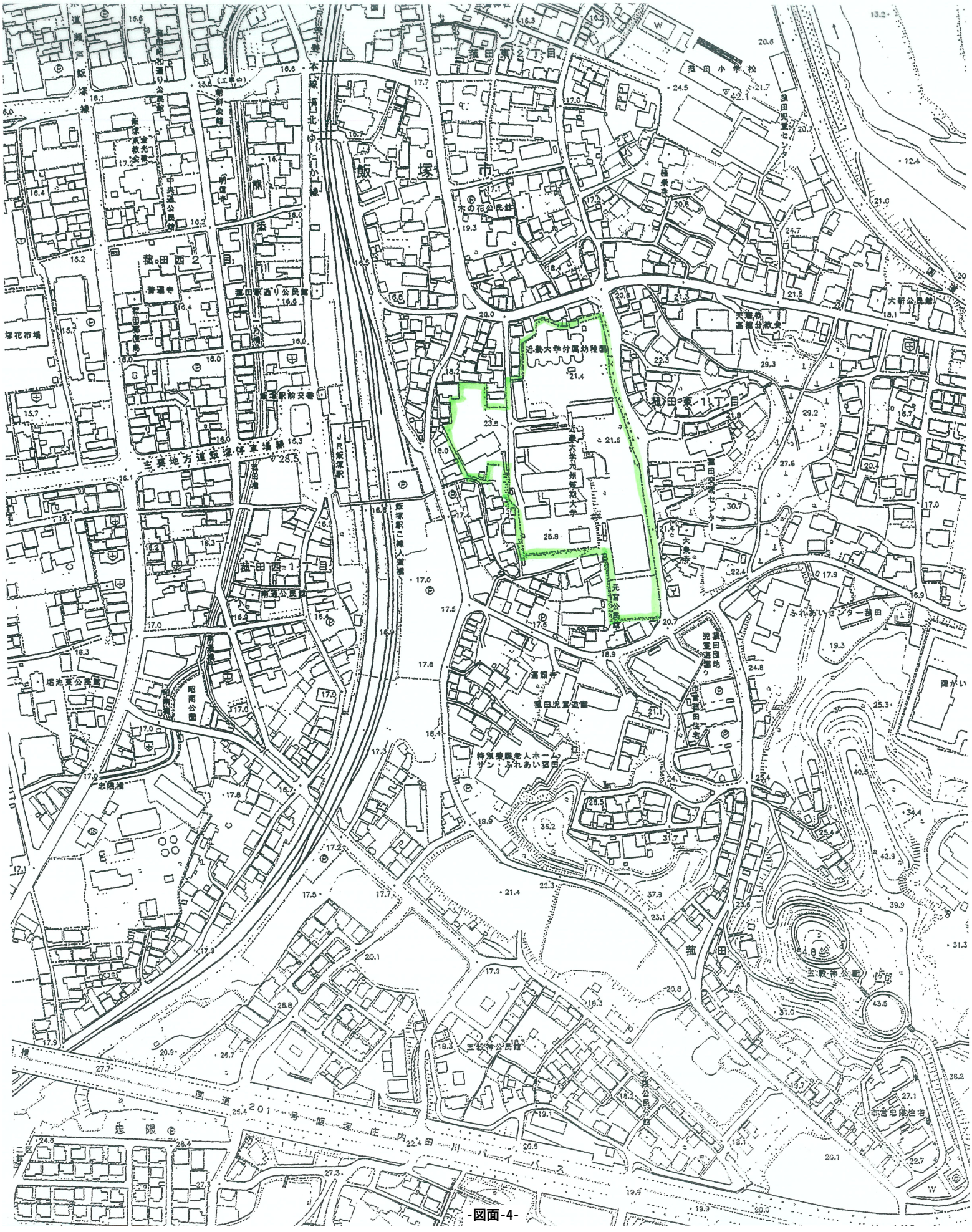

校舎配置図

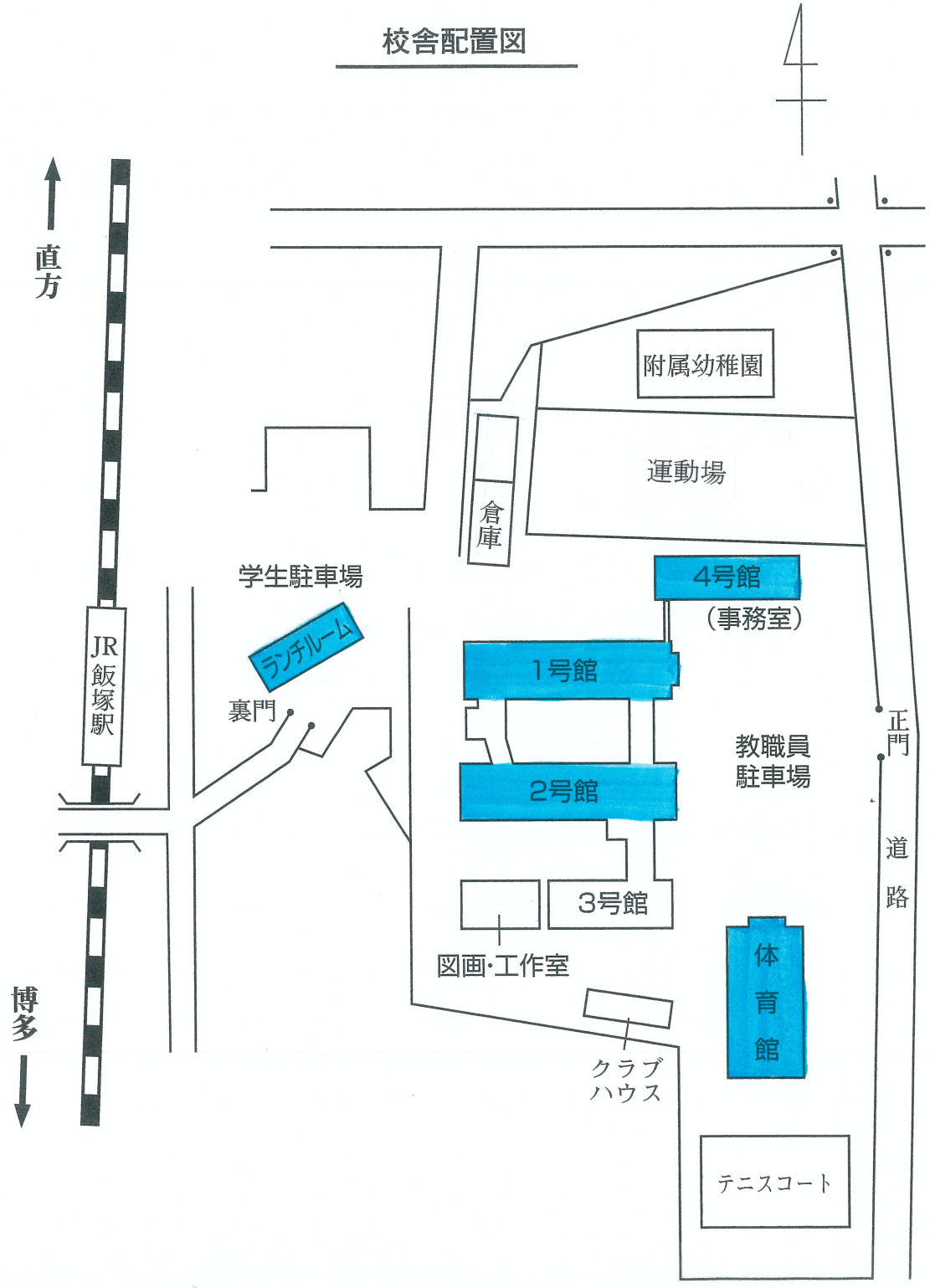

※九州短期大学キャンパスは全て通学課程と共用

当該申請に係る課程が使用する校舎

日付：令和6年9月5日

○近畿大学九州短期大学学則

昭和41年４月１日

改正

平成元年４月１日
平成７年４月１日
平成13年４月１日
平成14年４月１日
平成15年４月１日
平成17年10月１日
平成18年４月１日
平成19年４月１日
平成20年４月１日
平成22年４月１日
平成23年４月１日
平成25年４月１日
平成26年４月１日
平成27年４月１日
平成28年４月１日
平成31年４月１日
令和２年４月１日
令和４年４月１日
令和５年４月１日
令和６年４月１日
令和７年４月１日

近畿大学九州短期大学学則

第１章　総則

（目的）

第１条　本学は、教育基本法の精神に則り、良識ある社会の形成者としての幅広い教養を与え、生活福祉情報及び保育に関する実際的な専門教育を施し、国家及び社会の発展に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。

２　前項の目的を達成するため、教育方針、人材の養成に関する目的及びその他教育・研究上の具体的な目的を、別記に定めるものとする。

（自己評価等）

第２条　本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

２　前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

（学科の構成及び学生定員）

第３条　本学に次の学科を置き、その学生定員を次のように定める。

生活福祉情報科　入学定員　50名　収容定員　100名
保育科　入学定員　70名　収容定員　140名

（別科）

第４条　本学に別科を置き、その定員を第一部40名、第二部40名とする。

２　別科に関する規程は、別に定める。

（通信教育部）

第５条　本学に通信教育部を置き、その入学定員を次のとおりとする。

保育科　600名

２　通信教育部保育科に専攻科を置き、その入学定員は次のとおりとする。

専攻科　600名

３　通信教育部に関する規程は、別に定める。
（図書館・附属施設）
第６条　本学に附属図書館その他の附属施設を置く。
（修業年限）
第７条　本学の修業年限は、２年とする。
（在学年限）
第８条　在学期間は、通算４年を超えてはならない。
第２章　学年・学期及び休業日
（学年・学期・授業期間）
第９条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。
２　学年を次の２学期に分ける。
前学期　４月１日から９月20日まで
後学期　９月21日から翌年３月31日まで
３　学長は、前項の後学期開始日を変更することができる。なお、後学期開始日を変更した場合は、その前日をもって前学期の終了とする。
４　１年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。
（休業日）
第10条　休業日は次のように定める。
（１）　日曜日
（２）　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
（３）　創立記念日　11月５日
（４）　春期休業　３月20日から４月10日まで
（５）　夏期休業　７月21日から９月20日まで
（６）　冬期休業　12月20日から翌年１月10日まで
２　必要がある時は、学長は前項各号に規定する休業日を変更し、臨時の休業日を定めることができる。
第３章　入学・退学及び休学等
（入学時期）
第11条　入学の時期は、毎学年の始めとする。
（入学資格）
第12条　本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、本学所定の手続を経たものとする。
（１）　高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
（２）　通常の課程による12年の学校教育を修了した者
（３）　外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
（４）　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
（５）　文部科学大臣の指定した者
（６）　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年１月31日文部科学省令第１号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
（入学の出願）
第13条　本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。
（入学者の選考）
第14条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。
（入学手続）
第15条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学金、授業料及び教育充実費に保証人連署の誓約書及び所定の書類を添えて入学手続を完了しなければならない。
（再入学・転入学）

第16条　本学へ転入学を希望する者、又はやむを得ない理由によって本学を退学した者で再入学を希望する者があるときは､欠員のある場合に限り選考のうえ､相当年次に入学を許可することがある。
２　前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会で審議のうえ学長が決定する。
（休学）
第17条　病気その他やむを得ない理由で３カ月以上就学できないときは、その事実を証明する書類を添えて、保証人連署のうえ願い出て、教授会で審議のうえ休学することができる。
２　病気のため、修学することが適当でないと認められた者については、教授会で審議のうえ学長は休学を命ずることができる。
３　休学期間は、休学を許可された日から当該学期末又は当該年度末までとする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き休学を許可することができる。
４　休学できる期間は、連続して２年以内、通算して修業年限以内とする。
５　休学中の期間は、在学年数に算入しない。
６　休学中は、別に定める在籍料を納入しなければならない。
（復学）
第18条　休学者が休学の理由が消滅したときは、保証人連署のうえ願い出て、教授会で審議のうえ復学することができる。
（退学）
第19条　退学しようとする者は、その理由を記し、保証人連署のうえ願い出なければならない。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りでない。
（除籍）
第20条　次の各号のいずれかに該当する者は、教授会で審議のうえ、学長が除籍とする。
（１）　第８条に定める在学年数を超えた者
（２）　第17条第３項に定める休学を許可された期間を超えてなお復学又は退学しない者
（３）　学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者
（４）　新入生で学生証の交付手続を行わない者、その他本学において修学する意思がないと認められる者
（５）　１年間以上にわたり行方不明の者
（復籍）
第20条の２　学費未納による除籍者は、別に定めるところにより教授会で審議のうえ、学長が復籍を許可することがある。
第４章　教育課程及び履修方法等
（授業科目の区分）
第21条　授業科目は共通教育科目と専門教育科目に分け、これを２カ年間に配当して教授する。
（共通教育科目）
第22条　共通教育科目は、人間と文化、人間と生活、人間と環境に区分する。その授業科目及び単位数は別表第１による。
（専門教育科目）
第23条　専門教育科目中、必修科目として、生活福祉情報科は14単位、保育科は15単位を履修しなければならない。その授業科目及び単位数は生活福祉情報科は別表第２、保育科は別表第３による。
（授業の方法）
第23条の２　授業は講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
２　文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。なお、これにより修得する単位数は30単位を超えないものとする。
（卒業単位）
第24条　学生が卒業に要する単位数は、共通教育科目及び専門教育科目のなかから必修及び選択を含めて、生活福祉情報科は62単位以上、保育科は62単位以上とする。
（履修の方法）

第24条の２　履修方法の詳細は別に定める。

（単位計算方法）

第25条　各授業科目の単位数は、１単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

（１）　講義・演習については15時間から30時間の授業をもって１単位とする。

（２）　実験、実習及び実技については30時間から45時間の授業をもって１単位とする。

（単位の授与）

第26条　授業科目を履修し、その試験等に合格した者には所定の単位を与える。

（成績の評価）

第27条　学業成績は、秀・優・良・可及び不可に分け、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とする。また、前記にかかわらず単位を認定する場合は、認定とする。

（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）

第28条　本学は教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学の授業科目を履修することを認め、当該短期大学又は大学において修得した単位を、別に定めるところにより30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定は、本学の承認を受けて、学生が外国の短期大学に留学する場合に準用する。この場合において、前項及び第29条第２項の単位数と合わせて45単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

３　前２項に定める学生の派遣等に関する必要な事項は、別に定める。

（短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）

第29条　本学は教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

２　前項により与えることのできる単位数は、第28条第１項により、本学において修得したとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第30条　大学あるいは短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学に入学した者について教育上有益と認めたときは、大学あるいは短期大学における既修得単位のうち、合計30単位を超えない範囲で、教授会で審議のうえ認定することができる。

２　既修得単位の認定等に関する必要な事項は、別に定める。

（保育士資格）

第31条　保育科において保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則に定める修業教科目及び単位を修得しなければならない。

第５章　試験

（試験）

第32条　試験実施に関する事項は、別に定める。

第６章　卒業等

（卒業の認定）

第33条　本学に２年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者については教授会で審議のうえ学長が卒業を認定する。

２　学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

（学位の授与）

第34条　本学を卒業した者は、短期大学士の学位を授与する。

短期大学士　（生活科学）生活福祉情報科

短期大学士　（教育・保育学）保育科

（資格の取得）

第35条　本学において取得することができる資格及び免許状の種類は、次のとおりとする。

学科名	資格及び免許状の種類
保育科	幼稚園教諭二種免許状

保育士資格証明書

第７章　学費等

（学費等）

第36条　入学金、授業料、教育充実費その他の納付金は、別表第４のとおりとする。

（学費等の納付）

第37条　授業料及び教育充実費並びに関係諸会費は、毎学期所定の期日までに納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納及び分納を認めることがある。

２　学期の中途で退学した者又は除籍された者も、当該期分の授業料及び教育充実費並びに関係諸会費を納入しなければならない。

３　学費等については、この学則に定めるほか、別に定める近畿大学九州短期大学学生規程による。

（履修料）

第38条　科目等履修生は、別に定める履修料を納付しなければならない。

第８章　賞罰

（表彰）

第39条　学生として表彰に価する行為があった者は、教授会で審議のうえ学長がこれを表彰することがある。

（罰則）

第40条　次の各号の一に該当する者に対しては、教授会で審議のうえ、学長がこれを懲戒する。

（１）　前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

（２）　前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

①　性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

②　学業を怠り成業の見込がないと認められる者

③　正当な理由がなくて出席常でない者

④　本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第９章　特待生

（特待生）

第41条　学力優秀であり、又は課外活動等において貢献し他の模範となる学生を選んで特待生とすることができる。

２　特待生には、学費の一部を免除する。

３　特待生に関し選考その他必要な事項は、別に定める。

第10章　研究生・科目等履修生及び外国人留学生

（研究生・科目等履修生及び外国人留学生）

第42条　本学は、研究生・科目等履修生及び外国人留学生の入学を許可することがある。

（研究生）

第43条　公共団体又はその他の機関から本学の特定の学科目について修学を依頼された場合には、各学科の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生としてこれを許可することがある。

（科目等履修生）

第44条　本学の特定の授業科目について履修を希望する者があるときは、各学科の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生としてこれを許可することがある。

２　科目等履修生には、本学則第25条及び第26条の規定を準用して単位を与えることができる。

３　科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

（適用除外）

第45条　研究生及び科目等履修生には第16条及び第17条は適用しない。

（外国人留学生）

第46条　本学に入学を希望する外国人留学生は、第12条に規定する入学資格を有する者に限り、選考のうえ、これを許可することがある。

２　外国人留学生に関する規程は、別に定める。

（学則の準用）

第47条　特別の規定のない限り、この学則の規定は研究生、科目等履修生及び外国人留学生に準用す

る。

第11章　教職員組織

（教職員）

第48条　本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他の職員を置く。

２　教職員に関する規程は、別に定める。

（教授会）

第49条　本学に、教育研究に関する専門的な審議を行う機関として、教授会を置く。

２　教授会は専任教授をもって組織する。

３　学長は、前項にかかわらず議題の内容に応じその都度、専任教授以外の教職員を教授会の審議に加えることができる。

４　前項に基づく教授会においては、教員の選考その他人事に関する事項について審議することができない。

（教授会の審議事項）

第50条　教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

（１）　学生の入学、卒業及び課程の修了

（２）　学位の授与

（３）　前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

２　教授会は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項並びに学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

（１）　教育課程及びその担任に関する事項

（２）　自己評価・点検に関する事項

（３）　休学、退学及び復学等に関する事項

（４）　学生の試験に関する事項

（５）　学生の厚生補導に関する事項

（６）　学生の賞罰に関する事項

（７）　教授、准教授、講師、助教、助手の選考に関する事項

（８）　通信教育に関する事項

（９）　その他本学の教育に関する事項

（教授会の議事運営）

第51条　教授会は学長が招集し、その議長を指名する。

２　教授会は構成員の３分の２以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　教授会の議決は多数決をもって教授会の意見とするものとし、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、人事に関する事項は、３分の２の同意をもって教授会の意見とする。

４　事務長及び各課長は教授会に列席し、所管事項について説明し、意見を述べることができる。

５　教授会の運営に関する細則は、別に定める。

第12章　公開講座・帰国子女学生及び社会人学生

（公開講座）

第52条　社会人の教養を高め、地域文化の向上に貢献するため、本学に公開講座を開設することができる。

２　公開講座は、教授会で審議のうえ随時開設する。

（帰国子女学生）

第53条　帰国子女の入学志願者に対しては、特別の選考により教授会で審議のうえ学長は入学を許可することができる。

２　入学許可を受けた帰国子女学生には、本学則を準用する。

（社会人学生）

第54条　社会人の入学志願者に対しては、特別の選考により教授会で審議のうえ学長は入学を許可することができる。

２　入学許可をうけた社会人学生には、本学則を準用する。

第13章　学生規程等

（規程の遵守）
第55条　学生は本学則に定めるほか、学生規程その他の規則を遵守しなければならない。

附　則

この学則は、昭和41年４月１日から施行する。

附　則（平成元年４月１日）

この学則の改正は、平成元年４月１日から施行する。ただし、生活文化科の名称は、平成元年度入学生から適用する。

附　則（平成７年４月１日）

この学則の改正は、平成７年４月１日から施行する。ただし、生活情報科の名称は、平成７年度入学生から適用する。

附　則（平成13年４月１日）

この学則の改正は、平成13年４月１日から施行する。ただし、生活福祉情報科の名称は、平成13年度入学生から適用する。

附　則（平成14年４月１日）

この学則の改正は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成15年４月１日）

この学則の改正は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成17年10月１日）

この学則の改正は、平成17年10月１日から施行する。

附　則（平成18年４月１日）

この学則の改正は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成19年４月１日）

この学則の改正は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年４月１日）

この学則の改正は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成22年４月１日）

この学則の改正は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年４月１日）

この学則の改正は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成25年４月１日）

この学則の改正は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年４月１日）

この学則の改正は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年４月１日）

この学則の改正は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年４月１日）

この学則の改正は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成31年４月１日）

この学則の改正は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年４月１日）

この学則の改正は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年４月１日）

この学則の改正は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月１日）

この学則の改正は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年４月１日）

この学則の改正は、令和６年４月１日から施行する。

１　この学則の改正は、令和７年４月１日から施行する。

２　通信教育部生活福祉情報科は、令和７年４月１日から学生募集停止とする。

（経過措置）

３　通信教育部生活福祉情報科は、改正後の第５条の規定にかかわらず、令和７年３月31日現在に当該課程に在籍する者が在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

別表第１　共通教育科目

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
〔共通教育科目〕			
（人間と文化）			
美術概論		2	
国語表現法		2	
日本語コミュニケーションⅠ		2	
日本語コミュニケーションⅡ		2	
日本語コミュニケーション演習Ⅰ		2	
日本語コミュニケーション演習Ⅱ		2	
総合英語Ⅰ		2	
総合英語Ⅱ		2	
英会話Ⅰ		2	教職・保育士選択必修
英会話Ⅱ		2	
（人間と生活）			
基礎法学		2	
日本国憲法		2	教職選択必修
人権教育		2	
基礎数学		2	
生涯スポーツ		1	教職・保育士選択必修
情報処理入門		2	教職選択必修
表計算Ⅰ		2	
表計算Ⅱ		2	
ＩＴ入門		2	
ＩＴ応用		2	
プログラム入門		2	
社会福祉概論		2	
基礎経済学		2	
ビジネス実務概論		2	
ビジネス実務演習Ⅰ		2	
ビジネス実務演習Ⅱ		2	
キャリアデザインⅠ		2	
キャリアデザインⅡ		2	
キャリアデザインⅢ		2	
キャリアデザインⅣ		2	
プレゼンテーション入門		2	
（人間と環境）			
生命科学		2	
自然環境		2	
人体生理学		2	
医学一般		2	
健康科学		1	教職・保育士選択必修
小計		70	

別表第２　生活福祉情報科　専門教育科目

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
（専門教育科目）			
生活福祉論	2		老人・障害者心理含む
衣生活論	2		
食生活論	2		
住生活論	2		
生活情報論	2		
基礎ゼミナールⅠ		2	
基礎ゼミナールⅡ		2	
卒業研究	2		
栄養学概論		2	
ファッションデザイン		2	
食生活実習		2	
住居設計		2	
社会福祉援助技術		1	
健康管理学		2	
介護概論		2	
介護技術		2	
介護体験指導演習		2	
介護体験		2	
表計算応用		2	
ウェブデザイン論		2	
ウェブ基礎演習		2	
インテリアデザイン		2	
生活デザイン論		2	
生活デザイン基礎演習		2	
色彩演習		2	
コンピュータグラフィックスⅠ		2	
コンピュータグラフィックスⅡ		2	
ウェブデザインⅠ		2	
ウェブデザインⅡ		2	
色彩論		2	
デザイン計画		2	
ウェブページ作成Ⅰ		2	
人間関係論		2	
ウェブページ作成Ⅱ		2	
簿記入門Ⅰ		2	
簿記入門Ⅱ		2	
簿記演習Ⅰ		2	
簿記演習Ⅱ		2	
形態別介護技術		2	
介護実習指導演習		2	
介護実習指導演習Ⅱ		2	
介護実習		1	

介護実習Ⅱ		1	
医療福祉管理学		2	
医療福祉秘書学概論		2	
医療福祉秘書学演習		2	
医療福祉事務総論		2	
医療福祉事務演習Ⅰ		2	
医療福祉事務演習Ⅱ		2	
公衆衛生学		2	
医療福祉管理特別講義		2	
医療福祉統計		2	
臨床医学		2	
医療福祉事務基礎Ⅰ		2	
医療福祉事務基礎Ⅱ		2	
介護保険事務概論		2	
介護保険事務演習		2	
社会福祉基礎演習		2	
インターンシップ		2	
オフィスワーク		2	
ビジネスコミュニケーション		2	
ビジネス文書		2	
小計	12	109	
専門教育科目必修12単位　共通教育科目及び専門教育科目選択から50単位以上の計62単位以上			

別表第３　保育科専門教育科目

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
（専門教育科目）			
社会福祉		2	保育士資格選択必修
子ども家庭福祉		2	保育士資格選択必修
多文化共生保育		2	
保育原理		2	保育士資格選択必修
社会的養護Ⅰ		2	保育士資格選択必修
保育実習		4	保育士資格選択必修
保育実習事前事後指導		2	保育士資格選択必修
保育実習Ⅱ		2	いずれか１科目保育士資格選択必修
保育実習Ⅲ		2	
保育実習事前事後指導Ⅱ		1	いずれか１科目保育士資格選択必修
保育実習事前事後指導Ⅲ		1	
保育の心理学		2	保育士資格選択必修
青年心理学		2	
乳幼児心理学		2	
子どもの保健		2	保育士資格選択必修
子どもの健康と安全		1	保育士資格選択必修
子ども家庭支援論		2	保育士資格選択必修
子どもの食と栄養		2	保育士資格選択必修
保育内容総論		1	保育士資格選択必修
乳児保育Ⅰ		2	保育士資格選択必修
乳児保育Ⅱ		1	保育士資格選択必修
障害児保育		1	保育士資格選択必修
社会的養護Ⅱ		1	保育士資格選択必修
ピアノⅠ		1	
ピアノⅡ		1	
ピアノⅢ		1	
実技演奏		1	

言語表現		1	
児童文化		1	
保育科基礎演習		2	
保育者論		2	保育士選択必修
保育実践演習		2	保育士選択必修
子育て支援		1	保育士資格選択必修
子ども家庭支援の心理学		2	保育士資格選択必修
幼児と健康	1		
幼児と言葉	1		
幼児と音楽表現	1		
幼児と造形表現	1		
絵画の発達		2	
現代社会と教育		2	
子どもの音楽		1	
造形とあそび		1	
（教職に関する科目）			
教職概論		2	教職選択必修
教育原理	2		
教育心理学	1		
教育相談（カウンセリング・幼児の理解を含む）		2	教職選択必修
教職実践演習		2	教職選択必修
教育実習		4	教職選択必修
教育実習事前事後指導		1	教職選択必修
健康（指導法）	1		
人間関係（指導法）	1		
環境（指導法）	1		
言葉（指導法）	1		
造形表現（指導法）	1		
音楽表現（指導法）	1		

劇あそび（指導法）		1	教職選択必修
教育課程総論		2	教職・保育士選択必修
教育方法論		2	教職選択必修
幼児と人間関係	1		
幼児と環境	1		
幼児への特別な支援		1	教職・保育士資格選択必修
合計	15	79	
専門教育科目必修15単位　共通教育科目及び専門教育科目選択から47単位以上の計62単位以上			

別表第４　学費等

（単位　円）

費目	前期納入金	後期納入金	合計
入学金	200,000	―	200,000
授業料	325,000	325,000	650,000
教育充実費	100,000	100,000	200,000
合計	625,000	425,000	1,050,000

備考

1. 特待生等については別に定める。

2. 別途　学生健保共済会費、学生会費、校友会終身会費及び同窓会終身会費が必要

別記（１）

近畿大学九州短期大学の教育・研究の目的について

近畿大学学園の「建学の精神」と「教育の目的」

近畿大学学園の建学の精神は、「実学教育と人格の陶冶」です。この建学の精神を具体的に実践するために「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」を教育の目的に掲げています。

この建学の精神と教育の目的に基づいて、「広い教養に裏打ちされた人格とチャレンジ精神をもって未来を志向しつつ、実践的学問すなわち実学の発展に貢献することのできる人材を育成」して、社会に送り出すことに全力で取り組んでいます。

本学の各学部・大学院及び各学校は、それぞれの人材育成目標にそって、特色あるカリキュラムを用意し、充実した教授陣が、質の高い教育を提供しております。

学生の皆さんには、上記の建学の精神と教育の目的を理解していただき、本学園で、本当に優れた友人・先輩・教員や夢中になれる学問に出会い、美しいものに打たれ、豊かな教養と専門的知識を身につけ、各人固有の才能を見出し、自分に最も相応しい将来設計をされることを願っております。

別記（２）

近畿大学九州短期大学の教育方針について

生活福祉情報科三つのポリシー

生活福祉情報科では、近畿大学の建学の精神である「実学教育」と「人格の陶冶」に基づき、社会人として「人に愛され、信頼され、尊敬される人間力」と「最新の専門知識と技術」を兼ね備え、社会に貢献できる職業人の育成をめざしています。こうした目的を実現するために、以下の三つの方針を定めています。

○卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

生活福祉情報科では、本学科の教育課程において所定の修業年限以上在籍し、所定の単位を修得し、以下の資質・能力を身につけ、かつ卒業を認定した学生に対して短期大学士（生活科学）の学位を授与します。

1. 知識・理解　生活科学の専門的知識と技術を身につけ、人と人、人とモノの関係を理解したうえで社会に貢献できる。

①人間生活に関する幅広い知識と技能を身につけ、それらを活用することで豊かな生活を創造するこ

とができる。
②人と人、人とモノの関係を地域の歴史や文化、自然環境などと関連づけて理解している。
③社会のルールや人との約束を守ることの大切さを理解し、ビジネスパーソンとして社会に参加する力を有している。
2.汎用的技能　基礎的なビジネスマナーや情報活用能力を身につけ、よりよい暮らしを提案することができる。
①ビジネスパーソンとして基礎的なマナーを身につけ、周囲と円滑なコミュニケーションをとることができる。
②多様な情報を客観的かつ理論的に分析し、情報機器を適切に活用することで自らの考えを表現する力がある。
③デザインを通して生活の質向上に寄与し、新しい価値を提案する技能を習得している。
3.態度・志向性　豊かな人間性とチャレンジ精神をあわせ持ち、ビジネスパーソンとして地域社会に主体的に関わり、多様な人々と協働して学ぶ態度を身につけている。
①現状を分析し、目標や課題を明らかにする力があり、解決に向けて計画を立てる思考力と判断力がある。
②目標や課題に積極的かつ主体的に関わることができる。
③社会の変化に対応しながら、自らの生き方、暮らし方を選択する能力がある。
4.総合的な学修経験と創造的思考力
①異なる文化や多様な価値観をもつ人々と積極的に接し、相手の意見を丁寧に聴く多様性を身につけている。
②社会を構成する人々の意見の違いや立場の違いを理解でき、次世代や他者の生活を支援する協働性を有している。
③自らのライフプランにあった職業を選択し、就業に必要な能力を身につけている。
〇教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
1.教育内容（教育課程の編成）
ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために共通教育科目及び専門教育科目を編成し、科目を配置する。
①人間生活の基盤を固めるとともに、健康で豊かな人生を創造していく知識や技術を習得するため、共通教育科目を配置する。
②家庭や社会での生活の質を向上し、社会人として必要な力を高めるため、キャリア教育を基本に、情報・デザイン分野、医療・福祉分野の２分野を置く。各分野において学生が主体的かつ実践的に学び、専門知識の習得や資格取得ができるよう、専門教育科目を配置する。
③高大接続の観点から、短大教育への円滑な移行を促すため、共通教育科目に初年次教育の科目を設置する。
④「卒業研究」で学修した内容を卒業研究発表会において公開発表を行う。
2.教育方法（学修方法と学修課程）
①シラバスに到達目標、授業の概要、事前学修及び事後学修、授業計画、成績評価方法等を明記するとともにオリエンテーションを実施して周知する。
②実学教育を重視した少人数制を採用した講義、演習および実習を展開する。
③履修計画の支援や目標とする学びを体系的に行えるよう学生と教員間で学修状況を共有し、自律的な学びを組織的に支援する。
④「共通教育科目」「専門教育科目」にナンバリングする。ナンバリングに基づいたカリキュラムマップにより「導入期」「発展期」「完成期」と段階的に学修する。
⑤地域社会への理解を深めるため、地域社会に密着したテーマを設定し、問題解決能力を身につける卒業研究を配置する。
3.教育評価（学修成果の評価法）
①各科目のシラバスに定める評価方法に基づき、厳格な評価を行う。
②ＧＰＡ制度を用いて学修成果の評価を行う。
〇入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）
生活福祉情報科では、学力の三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って

多様な人々と協働して学ぶ態度」）を多面的・総合的に評価することにより入学者選抜を行なう。また、判定においては、学力の三要素を入学後に継続的・発展的に獲得できるかどうかを重視します。
1.「知識・技能」
①本学科の教育課程を学修できる基礎的知識・技能を有している。
※高等学校の調査書を重視し、判断します。
2.「思考力・判断力・表現力」
①実社会における様々な状況に対応できる思考力・判断力・表現力の習得が期待できる。
※面接及び小論文を実施し、判断します。
3.「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」
①他者と協働し、社会に貢献しようとする意欲があり、社会の一員として主体的に関わる創造的思考力と総合的な人間性の育ちを期待できる。
※面接及び入学願書における「入学動機」、自己推薦書及び高等学校による推薦書、高等学校における諸活動の実績等を重視し、判断します。
保育科の三つのポリシーについて
保育科では、近畿大学の建学の精神である「実学教育」と「人格の陶冶」に基づき、子ども、保護者、同僚に愛され、信頼され、尊敬される保育者の養成をめざしています。こうした目的を実現するために、以下の三つのポリシーを定めています。
○卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
保育科では、本学の教育方針に基づいたカリキュラムを通して所定の単位を修得し、かつ下記の事項を達成した場合に卒業を認定し、短期大学士の学位を授与します。
1.知識・技能
①社会人として、人文・社会・自然の各分野に関する最低限の基礎的知識を習得している。
②保育者として必要な専門的知識・技能について理解し、習得している。
③子どもの心身の成長・心理的および身体的発達について理解している。
2.思考力・判断力・表現力
①幼児教育の現場や子育て支援の場での保育をとりまく様々な課題に関心を持ち、保育者としての役割を理解する。
②保育内容を踏まえ、適切な遊びを提供でき、のびのびとした表現活動を実現できる保育技術を習得している。
③学修成果を統合して、想像的かつ創造的に保育へ応用できる能力を有している。
3.協働性・人間性
①建学の精神を踏まえ、保育者として人に愛され、信頼され、尊敬されるよう倫理観・使命感・責任感に基づき行動することができる。
②保育者として、子どもや保護者などとの確かなコミュニケーション能力を有し、他者と協働することができる。
③地域社会や家庭に積極的に奉仕し、貢献しようとする意欲を有している。
④子どもや関係者の最善の利益を尊重できる。
○教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
保育科の教育課程は、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成し、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格を取得するために共通教育科目及び専門的知識と実践的技術を修得するための専門教育科目、その他必要な科目によって編成され、体系的に科目配置をしています。
1.教育内容
①幼稚園教諭二種免許状および保育士資格を取得するための科目を、各分野ごとに「導入期」「発展期」「完成期」と系統的に深めるとともに、保育実習や教育実習での実践とも関連づけて学べるよう配置する。
②高大接続の観点から、短大教育への円滑な移行を促すため、初年次教育の科目を設置し組織的な充実を図る。
③地域社会が求める自立した人材育成のため、地域に関する理解を深め、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を培うキャリア教育を実施する。
④保育者として必要なコミュニケーション能力、リーダーシップ能力、協働力など実践力を培うため

に、附属幼稚園実習や様々な行事への参加、地域のボランティア活動への参加を行う。
⑤２年間の学修成果を広く一般市民に公開するために、音楽表現・造形表現・身体表現に関する授業成果を生かして取り組んだオペレッタの公演などを行う「総合発表会」を開催する。
2.教育方法
①シラバスに到達目標、授業計画、評価方法、事前・事後学修、関連学修を明記するとともに、各科目でオリエンテーションを行い周知する。
②保育現場で直面する様々な問題を解決する力を修得するために、研究や討議を実践的に積み上げる参加型ゼミ形式の「保育実践演習」や、主体的な学びを高めるためにアクティブラーニングの手法を取り入れた演習授業を配置する。
③「共通教育科目」「教職科目」「保育士資格必修科目」「保育士資格選択必修科目」にナンバリングする。ナンバリングに基づいたカリキュラムマップにより「導入期」「発展期」「完成期」と段階的に学修する。
④学びの視覚化と評価のために、履修カルテを活用して学修の目標設定と振り返りを行い、学修の改善に努める。
3.教育評価（学修成果の評価法）
①各科目のシラバスに定める評価方法に基づき、厳格な評価を行う。
②ＧＰＡ制度を用いて評価を行う。
○入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）
保育科は、幼稚園教諭二種免許及び保育士資格の取得のために学び、卒業後、保育・教育職にかかわる仕事に就く意欲を持っている学生の入学を期待します。入学者の選抜においては、保育者に求められる「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「協働性・人間性」の三つの「資質と能力」を判定の基準とします。また判定においては、この三つ「資質と能力」を入学後に継続的・発展的に獲得できるかどうかを、重視します。
1.「知識・技能」
①本学科の教育課程を学修できる基礎的知識・技能を有している。
※高等学校の調査書を重視し、判断します。
2.「思考力・判断力・表現力」
①保育現場における様々な状況に対応できる思考力・判断力・表現力の習得が期待できる。
※面接及び小論文を実施し、判断します。
3.「協働性・人間性」
①他者と協働し、社会に貢献しようとする意欲があり、子どもに対する教育的愛情の育ちが期待できる。
※面接及び入学願書における「入学動機」、自己推薦書及び高等学校による推薦書、高等学校における諸活動の実績等を重視し、判断します。

○近畿大学九州短期大学通信教育部規程

昭和57年４月１日

改正

昭和59年４月１日
平成２年４月１日
平成４年４月１日
平成５年４月１日
平成９年４月１日
平成10年４月１日
平成11年４月１日
平成12年４月１日
平成13年４月１日
平成14年４月１日
平成15年４月１日
平成17年10月１日
平成18年４月１日
平成19年４月１日
平成20年４月１日
平成22年４月１日
平成23年４月１日
平成27年４月１日
平成28年４月１日
平成31年４月１日
令和４年４月１日
令和６年４月１日
令和７年４月１日

近畿大学九州短期大学通信教育部規程

第１章　総則

（目的）

第１条　本通信教育部は、教育基本法の精神に則り、通信の方法によって保育に関する実際的な専門職業教育を施すとともに、高い教養を与え国家及び社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。

２　前項の目的を達成するため、学科ごとに人材の養成に関する目的及びその他教育・研究上の具体的な目的を別記に定めるものとする。

（自己評価等）

第２条　本通信教育部は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

２　前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

第２章　学科、学生定員及び修業年限

（学科及び学生定員）

第３条　本通信教育部において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
保育科	600人	1,200人

２　保育科に専攻科を置き、その学生定員は次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
専攻科	600名	600名

（学生等の種類）

第４条　本通信教育部において開設する授業科目の単位を修得することができる者は正科生、専攻科生、科目等履修生並びに特修生とする。

（正科生）
第５条　正科生とは、本通信教育部の１年次に入学し、２年間の教育課程を修了し卒業することを目的として入学する者をいう。
（専攻科生）
第６条　専攻科生とは、本通信教育部保育科専攻科に入学し、１年間の教育課程を修了することを目的として入学する者をいう。
（科目等履修生）
第７条　科目等履修生とは、単位修得を目的として、正科生及び専攻科生にはならずに授業科目を履修する者をいう。
（特修生）
第８条　特修生とは、第11条に規定する正科生として入学資格のない者が、本学通信教育部入学資格を得ることを目的として単位修得を目的として、授業科目を履修する者をいう。
（修業年限及び在学年限）
第９条　本通信教育部正科生の修業年限は、２年とする。
２　正科生は、４年（ただし、専攻科に進学した場合は６年）を超えて在学することはできない。

第３章　入学、退学及び休学等

（入学の時期）
第10条　入学の時期は、原則として学年の始めとする。
２　前項の他にも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。
（入学資格）
第11条　正科生に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
（１）　高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
（２）　通常の課程による12年の学校教育を修了した者
（３）　外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
（４）　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
（５）　文部科学大臣の指定した者
（６）　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年１月31日文部科学省令第１号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
（７）　その他相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
（入学の出願）
第12条　入学志願者は、所定の入学願書に成績証明書、卒業証明書（又は高等学校卒業程度認定試験合格証明書、大検合格証明書）及び入学選考料を添えて提出しなければならない。
（入学者の選考）
第13条　入学は、書類選考により許可する。
（入学手続及び入学許可）
第14条　入学を許可された者は、入学金及び授業料に保証人連署の誓約書及び所定の書類を添えて入学手続を完了しなければならない。
（休学）
第15条　疾病その他やむを得ない事情により６カ月以上修学することのできない者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署の休学願を提出し、教授会で審議のうえ休学することができる。
２　休学の期間は１年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、引き続き１年に限り休学期間の延長を許可することができる。
３　休学の期間は、通算して２年を超えることはできない。
４　休学の期間は、在学年数に算入しない。
５　休学中は、別に定める休学料を納入しなければならない。
（復学）
第16条　休学者が休学の理由が消滅した場合は、保証人連署のうえ願い出て、教授会で審議のうえ復学することができる。

（退学）
第17条　退学しようとする者は、その理由を記し、保証人連署のうえ、願い出なければならない。ただし、やむを得ない事情のある場合は、この限りでない。
（除籍）
第18条　次の各号のいずれかに該当する者は、教授会で審議のうえ除籍する。
（１）　学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
（２）　第９条第２項に定める在学年数を超えた者
（３）　第15条に定める休学期間を超えてなお復学又は退学しない者
（４）　本学において修学する意思がないと認められる者
（復籍）
第18条の２　学費未納による除籍者は、別に定めるところにより復籍を許可することがある。
（再入学）
第19条　正当な理由で退学した者がさらに入学を希望するときは、学長の許可を得て再入学することができる。
（転入学・転科）
第20条　他の大学から本通信教育部に転入学を志願する者があるときは選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。
２　他の学科に転科を希望する者があるときは、学長に願い出て許可を得なければならない。
３　前２項により転入学及び転科した者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、別に定める。
（転籍）
第21条　本学の通学課程に転籍を希望する場合及び本学の通学課程の学生が通信教育部の課程に転籍を希望する場合は、学長に願い出て転籍の許可を受けなければならない。
（二重学籍の禁止）
第22条　学生は、本通信教育部に併行して他の大学に在学することはできない。

第４章　教育課程及び履修方法

（学科目の区別）
第23条　授業科目は、共通教育科目、専門教育科目に分け、これを各学年に配当して教授する。
（共通教育科目）
第24条　共通教育科目は、人間と文化、人間と生活、人間と環境に区分する。その授業科目及び単位数は、別表第１による。
（専門教育科目）
第25条　専門教育科目中、必修科目として保育科は15単位以上を履修しなければならない。その授業科目及び単位数は、保育科は別表第３、専攻科は別表第４による。
（授業の方法）
第25条の２　授業は、印刷教材等による授業、面接授業若しくはメディアを利用して行う授業のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
（単位の基準）
第26条　通信授業及び面接授業の単位の基準は、次のとおりとする。
（１）　通信授業における１単位とは、教科書（Ａ５判）60頁から70頁に学習指導書（Ａ５判）30頁から40頁をこれに添えたものとする。
（２）　面接授業における１単位とは、履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、講義・演習については15時間の授業をもって１単位、実験・実習及び実技については30時間の授業をもって１単位とする。
（単位の認定）
第27条　終末試験に合格した履修科目については、所定の単位を与える。
２　終末試験に不合格の場合は、再度試験を受けることができる。
３　第９条に定める修業年限以上在学し、なお卒業所要の単位を得られないものは、所定の在籍料を納めなければならない。
（試験の評価）

第28条　試験等の評価は優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とする。

第５章　試験

（科目終末試験）

第29条　履修科目の試験方法は、筆答試験とし通学課程と同一程度において行う。

２　科目終末試験は、所定の期日に所定の場所で実施する。

（受験の資格）

第30条　通信授業科目の終末試験の受験資格は、所定のレポートを提出し、所定の成績を修めた者に限る。

２　その他の事項については、別に定める。

第６章　卒業等

（卒業の認定）

第31条　本通信教育部正科生として２年以上在籍し、卒業を申請した次の各号に該当する者については、教授会で審議のうえ卒業を認定する。

（１）　15単位以上の面接授業又はメディアを利用して行う授業の単位を修得した者

（２）　卒業に要する単位数は、共通教育科目及び専門教育科目のなかから必修及び選択を含めて、保育科は62単位以上を修得した者

（卒業証書等）

第32条　学長は、前条に定める卒業の認定をした者に対して卒業証書を授与する。

２　本通信教育部を卒業した者は、短期大学士の学位を授与する。

短期大学士（教育・保育学）保育科

（資格の取得）

第33条　本学において取得することができる資格及び免許状は、次のとおりとする。

学科名	資格及び免許状の種類
保育科	幼稚園教諭二種免許状
	保育士資格

２　本通信教育部保育科において幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、第31条の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に規程する必要科目及び単位を修得しなければならない。

３　本通信教育部保育科において保育士資格を取得しようとする者は、第31条の規定によるほか、保育科と専攻科を含め３年以上修業し、児童福祉法及び同法施行規則の規程により厚生労働大臣の定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）

第34条　本学は、教育上有益と認められるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び第35条第２項の単位数と合わせて45単位を超えないものとする。

（短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）

第35条　本学は、教育上有益と認められるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

２　前項により与えることができる単位数は、前条第１項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第36条　本学は、教育上有益と認められるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　学生が入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、

単位を与えることができる。
３　前２項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

第７章　学費等

（学費等）

第37条　本学の入学選考料、入学金、授業料等の金額は、別表第５のとおりとする。
２　授業料（教科書、学習指導書を含む。）は、原則として学年始めに納めなければならない。ただし、事情により分納を許可することがある。

（面接授業料）

第38条　面接授業料は、別に定める所要額を所定の時期に納めなければならない。

（退学及び除籍の場合の授業料）

第39条　学期の中途で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

（学費等の変更）

第40条　学費等は、経済情勢の変動により変更することがある。

第８章　賞罰

（表彰）

第41条　学生として表彰に値する行為があった者は、教授会で審議のうえ学長が表彰することがある。

（懲戒）

第42条　次の各号の一に該当する者については、教授会で審議のうえ懲戒する。
（１）　性行不良で改善の見込みがないと認められた者
（２）　本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第９章　専攻科

（目的）

第43条　本専攻科は、学則第１条及び本規程第１条に定める目的に従って、短期大学卒業生等に対し、より深い専門的知識・技能を研究し、修得させることを目的とする。

（専攻科の修業年限）

第44条　本専攻科の修業年限は、１年とする。
２　専攻科生は、４年を超えて在学することができない。

（教育課程及び授業科目等）

第45条　本専攻科の教育課程及び授業科目並びにその単位数は、別表第４に定める。

（単位の基準）

第46条　本専攻科の単位の基準は、第26条の規定に準じる。

（単位の認定）

第47条　本専攻科の単位の認定は、第27条の規定に準じる。

（試験の評価）

第48条　本専攻科の試験の評価は、第28条の規定に準じる。

（入学の時期）

第49条　本専攻科の入学の時期は、第10条の規定に準じる。

（入学資格）

第50条　本専攻科に入学することのできる者は、短期大学を卒業した者及び本通信教育部保育科に正科生として２年以上在学し、保育士資格取得を希望する者で、本学が認めた者とする。

（入学の出願）

第51条　本専攻科の入学の出願は、第12条の規定に準じる。

（入学者の選考）

第52条　本専攻科の入学者の選考は、第13条の規定に準じる。

（入学手続及び入学許可）

第53条　本専攻科の入学手続及び入学許可は、第14条の規定に準じる。

（休学）

第54条　本専攻科の休学は、第15条の規定に準じる。

（復学）

第55条　本専攻科の復学は、第16条の規定に準じる。
（退学）
第56条　本専攻科の退学は、第17条の規定に準じる。
（除籍）
第57条　本専攻科の除籍は、第18条の規定に準じる。
（再入学）
第58条　本専攻科の再入学は、第19条の規定に準じる。
（転籍）
第59条　本専攻科の転籍は、第21条の規定に準じる。
（修了の要件）
第60条　本専攻科に１年以上在籍し、所定の授業科目の単位数を修得し、修了を申請した者については、教授会で審議のうえ学長が修了を認定する。
２　学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。
（保育士資格）
第61条　保育士資格は、本通信教育部保育科の２年間と、本専攻科の１年間の教育課程を加えた３年以上の教育課程で取得できるものとする。
２　保育士資格を得ようとする者は、第60条に規定する本専攻科の修了要件を充足し、児童福祉法施行規則と本学の定める科目及び単位を修得しなければならない。
（科目等履修生）
第62条　本学の学生以外の者で本専攻科において開講する授業科目の一または複数の科目の履修を希望する者があるときは、定員に余裕のある場合に限り、科目等履修生として履修を許可することがある。
（科目等履修生の資格）
第63条　科目等履修生として許可される者は、第50条の規定に該当する者とする。

第10章　科目等履修生及び特修生

（科目等履修生）
第64条　本通信教育部において開講する授業科目の一部又は全部の履修を希望する者があるときは、定員に余裕のある場合に限り、科目等履修生として履修を許可することがある。
（科目等履修生の単位の授与）
第65条　科目等履修生が履修した科目については終末試験又は単位修了試験を受け、これに合格した者には、所定の単位を与える。
２　科目等履修生として在学した年数は､第31条に規定する在学年数として換算することはできない。
３　科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。
（特修生）
第66条　第11条に規定する正科生として入学資格のない者で、本通信教育部において開講する授業科目の履修を希望する者があるときは、選考によって特修生として入学を許可する。
２　特修生として所定の課程を修了し、試験に合格した者には修了証書を授与する。また、特修生として在学した年数は、第31条に規定する在学年数に換算することはできない。
３　特修生として、第11条に規定する資格を得た者は希望により選考のうえ、正科生にすることができる。
（準用）
第67条　科目等履修生及び特修生については、この章に規定するもののほか第６章及び第９章を除き本規程を準用する。

第11章　教職員組織

（教員組織）
第68条　本通信教育部の教員は、原則として本学通学課程の教授、准教授、講師、助教がこれにあたる。ただし、必要に応じて適任者を講師として委嘱することができる。
２　本通信教育部に専任の教員並びに指導教員を相当数置くことができる。
（教授会）
第69条　本教授会は、通信教育の課程につき、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、

意見を述べるものとする。
（１） 学生の入学、卒業及び課程の修了
（２） 学位の授与
（３） 前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
２ 教授会は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項並びに学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
３ 教授会の運営に関する細則は、別に定める。
（学務委員会）
第70条 本通信教育部に学修指導に関する審議を行うための学務委員会を置く。
２ 学務委員会に関する規程は別に定める。

第12章 学生規程等

（規程の遵守）
第71条 学生は本規程に定めるほか、学生規程その他の規則を遵守しなければならない。

附 則

この規程は、昭和57年４月１日から施行する。

附 則（昭和59年４月１日）

この規程の改正は、昭和59年４月１日から施行する。

附 則（平成２年４月１日）

この規程の改正は、平成２年４月１日から施行する。

附 則（平成４年４月１日）

この規程の改正は、平成４年４月１日から施行する。

附 則（平成５年４月１日）

この規程の改正は、平成５年４月１日から施行する。

附 則（平成９年４月１日）

この規程の改正は、平成９年４月１日から施行する。

附 則（平成10年４月１日）

この規程の改正は、平成10年４月１日から施行する。

附 則（平成11年４月１日）

この規程の改正は、平成11年４月１日から施行する。

附 則（平成12年４月１日）

この規程の改正は、平成12年４月１日から施行する。

附 則（平成13年４月１日）

この規程の改正は、平成13年４月１日から施行する。

附 則（平成14年４月１日）

この規程の改正は、平成14年４月１日から施行する。

附 則（平成15年４月１日）

この規程の改正は、平成15年４月１日から施行する。

附 則（平成17年10月１日）

この規程の改正は、平成17年10月１日から施行する。

附 則（平成18年４月１日）

この規程の改正は、平成18年４月１日から施行する。

附 則（平成19年４月１日）

この規程の改正は、平成19年４月１日から施行する。

附 則（平成20年４月１日）

この規程の改正は、平成20年４月１日から施行する。

附 則（平成22年４月１日）

この規程の改正は、平成22年４月１日から施行する。

附 則（平成23年４月１日）

この規程の改正は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成27年４月１日）

この規程の改正は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年４月１日）

この規程の改正は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成31年４月１日）

この規程の改正は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和４年４月１日）

この規程の改正は、令和４年４月１日から施行する。ただし、改正後の第９条第２項の規定にかかわらず、令和４年３月31日時点で在学するものの取扱いは、なお従前のとおりとする。

附　則（令和６年４月１日）

この規程の改正は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年４月１日）

１　この規程の改正は、令和７年４月１日から施行する。

２　通信教育部生活福祉情報科は、令和７年４月１日から学生募集停止とする。

３　通信教育部生活福祉情報科は、改正後の第３条第１項の規定にかかわらず、令和７年３月31日現在に当該課程に在籍する者が在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

別表第１　共通教育科目

授業科目	必修		選択		備考
	通信	面接	通信	面接	
［共通教育科目］					
（人間と文化）					
国語表現法			1	1	
国語概論			2		
英会話Ⅰ			1	1	教職・保育士資格選択必修
（人間と生活）					
基礎法学			2		
日本国憲法			2		教職選択必修
生涯スポーツ				1	教職・保育士資格選択必修
情報処理入門Ⅰ			1	1	教職選択必修
情報処理入門Ⅱ			1	1	
表計算Ⅰ			1	1	
表計算Ⅱ			1	1	
ＩＴ入門			1	1	
ＩＴ応用			1	1	
Ｊａｖａ入門			1	1	
社会福祉概論			2		
基礎経済学			2		
ビジネス実務概論			2		
ビジネス実務演習			1	1	
キャリアデザインⅠ			1	1	
キャリアデザインⅡ			1	1	
（人間と環境）					
生命科学			2		
人体生理学			2		
医学一般			1	1	
健康科学			1		教職・保育士資格選択必修
小計			30	14	

別表第２　生活福祉情報科　専門教育科目

授業科目	必修		選択		備考
	通信	面接	通信	面接	
（専門教育科目）					
生活福祉論	2				老人・障害者心理含む
衣生活論	2				被服材料・整理学を含む
食生活論	2				食品学を含む
住生活論	2				
生活情報論	1	1			
栄養学概論			2		
ファッションデザイン			1	1	
食生活実習			1	1	
住居設計			1	1	
社会福祉援助技術				1	
健康管理学			1	1	
介護概論			1	1	
介護技術				1	
医療福祉事務応用Ⅰ			1	1	
医療福祉事務応用Ⅱ				1	
医療福祉事務基礎Ⅰ			1	1	
医療福祉事務基礎Ⅱ				1	
介護保険事務概論				1	
介護保険事務演習				1	
表計算応用			1	1	
ウェブデザイン論			2		
ウェブ基礎演習			1	1	
インテリアデザイン			1	1	
生活デザイン論	2				
生活デザイン基礎演習			1	1	
色彩演習			1	1	
コンピュータグラフィックスⅠ	1	1			
コンピュータグラフィックスⅡ			1	1	
ウェブデザインⅠ			1	1	
ウェブデザインⅡ			1	1	
色彩論			2		
デザイン計画			1	1	
情報科学			2		
ウェブページ作成Ⅰ			1	1	
人間関係論			2		
生活文化論			2		
情報機器			2		
ウェブページ作成Ⅱ			1	1	
簿記入門			1	1	
簿記演習			1	1	
介護実習指導演習				1	

介護実習				1	
社会福祉基礎演習			1	1	
医療福祉管理学			2		
医療福祉秘書学概論			2		
医療福祉秘書学演習			1	1	
医療福祉事務総論			2		
医療福祉事務演習			1	1	
公衆衛生学			1	1	
医療福祉管理特別講義				1	
医療福祉統計			1	1	
臨床医学			2		
小計	12	2	47	34	
専門教育科目必修14単位、共通教育科目及び専門教育科目選択から48単位以上の計62単位以上					

別表第３　保育科専門教育科目

授業科目	必修		選択		備考
	通信	面接	通信	面接	
（専門教育科目）					
社会福祉			2		保育士資格選択必修
子ども家庭福祉			2		保育士資格選択必修
保育原理			2		保育士資格選択必修
社会的養護Ⅰ			2		保育士資格選択必修
保育の心理学			2		保育士資格選択必修
子どもの保健			2		保育士資格選択必修
子どもの食と栄養			1	1	保育士資格選択必修
子ども家庭支援論			2		保育士資格選択必修
乳幼児心理学			1	1	
青年心理学			1	1	
健康Ⅱ			1		
言葉Ⅱ			1		
障害児保育				1	保育士資格選択必修
社会的養護Ⅱ				1	保育士資格選択必修
児童文化			1	1	
幼児と音楽表現		1			
音楽表現技術		1			
音楽（理論）			1		
幼児と造形表現		1			
図画工作Ⅱ			1		
幼児と健康		1			
幼児体育Ⅱ			1		
幼児と人間関係			1		教職選択必修
幼児と環境			1		教職選択必修
幼児と言葉			1		教職・保育士資格選択必修
保育内容総論				1	保育士資格選択必修
子育て支援				1	保育士資格選択必修
子ども家庭支援の心理学			2		保育士資格選択必修
言語表現				1	

多文化共生保育			1	1	
保育実習Ⅰ（保育所）				2	いずれか１科目履修可
保育実習Ⅰ（施設）				2	
保育実習事前事後指導Ⅰ（保育所）				1	いずれか１科目履修可
保育実習事前事後指導Ⅰ（施設）				1	
（教職に関する科目）					
教職概論			2		教職・保育士資格選択必修
教育原理	2				
教育心理学		1			
幼児の心理学	1				
幼児への特別な支援			1		教職・保育士資格選択必修
教育相談（カウンセリング・幼児の理解を含む）			2		教職選択必修
保育・教職実践演習			1	1	教職・保育士資格選択必修
教育実習				4	教職選択必修
事前・事後指導				1	教職選択必修
健康（指導法）		1			
人間関係（指導法）		1			
環境（指導法）		1			
言葉（指導法）		1			
造形表現（指導法）	1	1			
音楽表現（指導法）		1			
劇あそび（指導法）				1	教職選択必修
教育課程総論			2		教職・保育士資格選択必修
教育方法論			2		教職・保育士資格選択必修 情報機器及び機材の活用を含む
小計	4	11	39	23	
専門教育科目必修15単位、共通教育科目及び専門教育科目選択から47単位以上の計62単位以上					

別表第４　専攻科専門教育科目

授業科目	必修		選択		備考
	通信	面接	通信	面接	
社会福祉			2		保育士資格選択必修
子ども家庭福祉			2		保育士資格選択必修
保育原理			2		保育士資格選択必修
社会的養護Ⅰ			2		保育士資格選択必修
保育の心理学			2		保育士資格選択必修
子どもの保健			2		保育士資格選択必修
子どもの健康と安全				1	保育士資格選択必修
子どもの食と栄養			1	1	保育士資格選択必修
子ども家庭支援論			2		保育士資格選択必修

乳幼児心理学			1	1	
青年心理学			1	1	
健康Ⅱ			1		
言葉Ⅱ			1		
乳児保育Ⅰ			2		保育士資格選択必修
乳児保育Ⅱ				1	保育士資格選択必修
障害児保育				1	保育士資格選択必修
社会的養護Ⅱ				1	保育士資格選択必修
児童文化			1	1	
音楽（理論）			1		
図画工作Ⅱ			1		
幼児体育Ⅱ			1		
幼児と言葉			1		保育士資格選択必修
保育実習事前事後指導Ⅰ（保育所）				1	保育士資格選択必修
保育実習事前事後指導Ⅰ（施設）				1	
保育実習Ⅰ（保育所）				2	
保育実習Ⅰ（施設）				2	
保育実習事前事後指導Ⅱ				1	いずれか１科目保育士資格選択必修
保育実習事前事後指導Ⅲ				1	
保育実習Ⅱ				2	いずれか１科目保育士資格選択必修
保育実習Ⅲ				2	
保育内容総論				1	保育士資格選択必修
子育て支援				1	保育士資格選択必修
子ども家庭支援の心理学			2		保育士資格選択必修
言語表現				1	
多文化共生保育			1	1	
小計	0	0	29	24	

※通信教育課程正科生から引き続き専攻科に入学する場合、正科生として修得した「保育実習事前事後指導Ⅰ（保育所）」「保育実習事前事後指導Ⅰ（施設）」「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅰ（施設）」の単位については、専攻科にて再度の修得は要しない。

別表第５　学費等

（単位　円）

費目	通信教育課程	専攻科
入学選考料	8,000	8,000
入学金	30,000	10,000
授業料	110,000	50,000

○在籍延長については、別途50,000円／年が必要。

※通信教育課程正科生から引き続き専攻科に入学する場合、入学選考料及び入学金は徴収しない。

別記

近畿大学九州短期大学通信教育部の教育・研究の目的について

近畿大学学園の「建学の精神」と「教育の目的」

近畿大学学園の建学の精神は、「実学教育と人格の陶冶」です。この建学の精神を具体的に実践するために「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」を教育の目的に掲げています。

この建学の精神と教育の目的に基づいて、「広い教養に裏打ちされた人格とチャレンジ精神をもって未来を志向しつつ、実践的学問すなわち実学の発展に貢献することのできる人材を育成」して、社会に送り出すことに全力で取り組んでいます。

本学の各学部・大学院及び各学校は、それぞれの人材育成目標にそって、特色あるカリキュラムを用意し、充実した教授陣が、質の高い教育を提供しております。

学生の皆さんには、上記の建学の精神と教育の目的を理解していただき、本学園で、本当に優れた友人・先輩・教員や夢中になれる学問に出会い、美しいものに打たれ、豊かな教養と専門的知識を身につけ、各人固有の才能を見出し、自分に最も相応しい将来設計をされることを願っております。

近畿大学九州短期大学通信教育部の教育方針について

通信教育部保育科の三つのポリシー

保育科では、近畿大学の建学の精神である「実学教育」と「人格の陶冶」に基づき、子ども、保護者、同僚に愛され、信頼され、尊敬される保育者の養成をめざしています。こうした目的を実現するために、以下の三つのポリシーを定めています。

〇卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

保育科では、本学の教育方針に基づいたカリキュラムを通して所定の単位を修得し、かつ下記の事項を達成した場合に卒業を認定し、短期大学士の学位を授与します。

1.知識・技能

①社会人として、人文・社会・自然の各分野に関する最低限の基礎的知識を習得している。

②保育者として必要な専門的知識・技能について理解し、習得している。

③子どもの心身の成長・心理的および身体的発達について理解している。

2.思考力・判断力・表現力

①幼児教育の現場や子育て支援の場での保育をとりまく様々な課題に関心を持ち、保育者としての役割を理解する。

②保育内容を踏まえ、適切な遊びを提供でき、のびのびとした表現活動を実現できる保育技術を習得している。

③学修成果を統合して、想像的かつ創造的に保育へ応用できる能力を有している。

3.協働性・人間性

①建学の精神を踏まえ、保育者として人に愛され、信頼され、尊敬されるよう倫理観・使命感・責任感に基づき行動することができる。

②保育者として、子どもや保護者などとの確かなコミュニケーション能力を有し、他者と協働することができる。

③地域社会や家庭に積極的に奉仕し、貢献しようとする意欲を有している。

④子どもや関係者の最善の利益を尊重できる。

〇教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

保育科の教育課程は、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成し、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格を取得するために共通教育科目及び専門的知識と実践的技術を修得するための専門教育科目、その他必要な科目によって編成され、体系的に科目配置をしています。

1.教育内容

①幼稚園教諭二種免許状および保育士資格を取得するための科目を、各分野ごとに「導入期」「発展期」「完成期」と系統的に深めるとともに、保育実習や教育実習での実践とも関連づけて学べるよう配置する。

②保育者として必要なコミュニケーション能力、リーダーシップ能力、協働力など実践力を培うために、地域の様々な行事及び地域のボランティア活動への参加を行う。

2.教育方法

①シラバスに到達目標、授業計画、評価方法、事前・事後学修、関連学修を明記するとともに、各科

目でオリエンテーションを行い周知する。
②保育現場で直面する様々な問題を解決する力を修得するために、研究や討議を実践的に積み上げる「保育・教職実践演習」や、主体的な学びを高めるためにアクティブラーニングの手法を取り入れた演習授業を配置する。
③「共通教育科目」「教職科目」「保育士資格必修科目」「保育士資格選択必修科目」に基づいたカリキュラムマップにより「導入期」「発展期」「完成期」と段階的に学修する。
④学びの視覚化と評価のために、履修カルテを活用して学修の目標設定と振り返りを行い、学修の改善に努める。
3.教育評価（学修成果の評価法）
①各科目のシラバスに定める評価方法に基づき、厳格な評価を行う。
○入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）
保育科は、幼稚園教諭二種免許及び保育士資格の取得のために学び、卒業後、保育・教育職にかかわる仕事に就く意欲を持っている学生の入学を期待します。入学者の選抜においては、保育者に求められる「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「協働性・人間性」の三つの「資質と能力」を判定の基準とします。また判定においては、この三つ「資質と能力」を入学後に継続的・発展的に獲得できるかどうかを、重視します。
1.「知識・技能」
①本学科の教育課程を学修できる基礎的知識・技能を有している。
2.「思考力・判断力・表現力」
①保育現場における様々な状況に対応できる思考力・判断力・表現力の習得が期待できる。
3.「協働性・人間性」
①他者と協働し、社会に貢献しようとする意欲があり、子どもに対する教育的愛情の育ちが期待できる。

変更事項を記載した書類

１．変更の事由

現在、本学通信教育部においては、保育科及び生活福祉情報科の２学科を有しており、通信教育部生活福祉情報科においては、生活教養・生活技術に情報教養を融合した学科として設置している。

しかしながら、近年の深刻な少子化問題に伴い、大学進学率の上昇から学生募集活動が困難になると同時に、入学者も年々減少傾向の一途を辿ることから、通信教育部生活福祉情報科において、令和７年４月１日から学生募集を停止し、以下のとおり近畿大学九州短期大学学則及び近畿大学九州短期大学通信教育部規程を変更する。

２．変更内容

（１）近畿大学九州短期大学学則における変更

①「通信教育部」における学科名称及び入学定員の削除（第５条）

②規程の改正の施行日及び「経過措置」の追記

（附則第１項、第２項、第３項）

（２）近畿大学九州短期大学通信教育部規程における変更

①「目的」における学科名称の削除（第１条）

②「学科及び学生定員」における学科名称及び入学定員、収容定員の削除（第３条第１項）

③「専門教育科目」における学科名称及び必修科目に係る単位数の削除（第２５条）

④「卒業の認定」における学科名称及び卒業所要単位の削除（第３１条第２号）

⑤「卒業証書等」における学位の削除（第３２条第２項）

⑥規程の改正の施行日及び「経過措置」の追記

（附則第１項、第２項、第３項）

⑦「近畿大学九州短期大学通信教育部の教育方針」における三つのポリシーの削除（別記）

３．変更時期

令和７年４月１日

近畿大学九州短期大学学則　新旧対照表

新	旧
近畿大学九州短期大学学則 （省略） （通信教育部） 第５条　本学に通信教育部を置き、その入学定員を次のとおりとする。 （削除） 保育科　600名 ２　通信教育部保育科に専攻科を置き、その入学定員は次のとおりとする。 専攻科　600名 ３　通信教育部に関する規程は、別に定める。 （省略） 附　則（令和７年４月１日） １　この学則の改正は、令和７年４月１日から施行する。 ２　通信教育部生活福祉情報科は、令和７年４月１日から学生募集停止とする。 （経過措置） ３　通信教育部生活福祉情報科は、改正後の第５条の規定にかかわらず、令和７年３月31日現在に当該課程に在籍する者が在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。	近畿大学九州短期大学学則 （省略） （通信教育部） 第５条　本学に通信教育部を置き、その入学定員を次のとおりとする。 生活福祉情報科　300名 保育科　600名 ２　通信教育部保育科に専攻科を置き、その入学定員は次のとおりとする。 専攻科　600名 ３　通信教育部に関する規程は、別に定める。 （省略）

近畿大学九州短期大学通信教育部規程　新旧対照表

新	旧
近畿大学九州短期大学通信教育部規程	近畿大学九州短期大学通信教育部規程
第１章　総則	第１章　総則
（目的）	（目的）
第１条　本通信教育部は、教育基本法の精神に則り、通信の方法によって保育に関する実際的な専門職業教育を施すとともに、高い教養を与え国家及び社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。	第１条　本通信教育部は、教育基本法の精神に則り、通信の方法によって生活福祉情報及び保育に関する実際的な専門職業教育を施すとともに、高い教養を与え国家及び社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。
（省略）	（省略）
第２章　学科、学生定員及び修業年限	第２章　学科、学生定員及び修業年限
（学科及び学生定員）	（学科及び学生定員）
第３条　本通信教育部において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。	第３条　本通信教育部において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。
学科　入学定員 収容定員	学科　入学定員 収容定員
（削除）	生活福祉情報科 300人　600人
保育科 600人　1,200人	保育科 600人　1,200人
２　保育科に専攻科を置き、その学生定員は次のとおりとする。	２　保育科に専攻科を置き、その学生定員は次のとおりとする。
入学定員 収容定員	入学定員 収容定員
専攻科 600名　600名	専攻科 600名　600名
（省略）	（省略）
（専門教育科目）	（専門教育科目）
第25条　専門教育科目中、必修科目として保育科は15単位以上を履修しなければならない。その授業科目及び単位数は、保育科は別表第３、専攻科は別表第４による。	第25条　専門教育科目中、必修科目として生活福祉情報科は14単位以上、保育科は15単位以上を履修しなければならない。その授業科目及び単位数は、生活福祉情報科は別表第２、保育科は別表第３、専攻科は別表第４による。
（省略）	（省略）
第６章　卒業等	第６章　卒業等
（卒業の認定）	（卒業の認定）
第31条　本通信教育部正科生として２年以上在籍し、卒業を申請した次の各号に該当する者については、教授会で審議のうえ卒業を認定する。	第31条　本通信教育部正科生として２年以上在籍し、卒業を申請した次の各号に該当する者については、教授会で審議のうえ卒業を認定する。
（１）　15単位以上の面接授業又はメディアを利用して行う授業の単位を修得した者	（１）　15単位以上の面接授業又はメディアを利用して行う授業の単位を修得した者
（２）　卒業に要する単位数は、共通教育科目及び専門教育科目のなかから必修及び選択を含めて、保育科は62単位以上を修得した者	（２）　卒業に要する単位数は、共通教育科目及び専門教育科目のなかから必修及び選択を含めて、生活福祉情報科は62単位以上、保育科は62単位以上を修得した者
（卒業証書等）	（卒業証書等）
第32条　学長は、前条に定める卒業の認定をした者に対して卒業証書を授与する。	第32条　学長は、前条に定める卒業の認定をした者に対して卒業証書を授与する。
２　本通信教育部を卒業した者は、短期大学士の学位を授与する。	２　本通信教育部を卒業した者は、短期大学士の学位を授与する。

新	旧
（削除）	短期大学士（生活科学）生活福祉情報科
短期大学士（教育・保育学）保育科	短期大学士（教育・保育学）保育科
（省略）	（省略）
附　則（令和７年４月１日）	
１　この規程の改正は、令和７年４月１日から施行する。	
２　通信教育部生活福祉情報科は、令和７年４月１日から学生募集停止とする。	
（経過措置）	
３　通信教育部生活福祉情報科は、改正後の第３条第１項の規定にかかわらず、令和７年３月31日現在に当該課程に在籍する者が在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。	
（省略）	（省略）
別記	別記
（省略）	（省略）
近畿大学九州短期大学通信教育部の教育方針について	近畿大学九州短期大学通信教育部の教育方針について
（削除）	通信教育部生活福祉情報科の三つのポリシーについて
	生活福祉情報科では、近畿大学の建学の精神である「実学教育」と「人格の陶冶」に基づき、社会人として「人に愛され、信頼され、尊敬される人間力」と「最新の専門知識と技術」を兼ね備え、社会に貢献できる職業人の育成をめざしています。こうした理念を実現するために、以下の三つの方針を定めています。
	○卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
	生活福祉情報科では、本学科の教育課程において所定の修業年限以上在籍し、所定の単位を修得し、以下の資質・能力を身につけ、かつ卒業を認定した学生に対して短期大学士（生活科学）の学位を授与します。
	1.知識・理解　生活科学の専門的知識と技術を身につけ、人と人、人とモノの関係を理解したうえで社会に貢献できる。
	①人間生活に関する幅広い知識と技能を身につけ、それらを活用することで豊かな生活を創造することができる。
	②人と人、人とモノの関係を地域の歴史や文化、自然環境などと関連づけて理解している。
	③社会のルールや人との約束を守ることの大切さを理解し、ビジネスパーソンとして社会に参加する力を有している。
	2.汎用的技能　基礎的なビジネスマナーや情報活用能力を身につけ、よりよい暮らしを提案することができる。
	①ビジネスパーソンとして基礎的なマナーを身につけ、周囲と円滑なコミュニケーションをとるこ

新	旧
	とができる。 ②多様な情報を客観的かつ理論的に分析し、情報機器を適切に活用することで自らの考えを表現する力がある。 デザインを通して生活の質向上に寄与し、新しい価値を提案する技能を習得している。 3.態度・志向性　豊かな人間性とチャレンジ精神をあわせ持ち、ビジネスパーソンとして地域社会に主体的に関わり、多様な人々と協働して学ぶ態度を身につけている。 ①現状を分析し、目標や課題を明らかにする力があり、解決に向けて計画を立てる思考力と判断力がある。 ②目標や課題に積極的かつ主体的に関わることができる。 ③社会の変化に対応しながら、自らの生き方、暮らし方を選択する能力がある。 4.総合的な学習経験と創造的思考力 ①異なる文化や多様な価値観をもつ人々と積極的に接し、相手の意見を丁寧に聴く多様性を身につけている。 ②社会を構成する人々の意見の違いや立場の違いを理解でき、次世代や他者の生活を支援する協働性を有している。 ③自らのライフプランにあった職業を選択し、就業に必要な能力を身につけている。 ○教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） 1.教育内容（教育課程の編成） ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために共通教育科目及び専門教育科目を編成し、科目を配置する。 ①人間生活の基盤を固めるとともに、健康で豊かな人生を創造していく知識や技術を習得するため、共通教育科目を配置する。 ②家庭や社会での生活の質を向上し、社会人として必要な力を高めるため、デザイン分野、医療・福祉分野、ビジネス分野の３分野を置く。各分野において学生が主体的かつ実践的に学び、専門知識の習得や資格取得ができるよう、専門教育科目を配置する。 2.教育方法（学修方法と学修課程） ①シラバスに到達目標、授業の概要、事前学習及び事後学習、授業計画、成績評価方法等を明記するとともに、各科目でオリエンテーションを行い周知する。 ②実学教育を重視した少人数制を採用した講義、演習および実習を展開する。 ③履修計画の支援や目標とする学びを体系的に行

新	旧
	えるよう学生と教員間で学修状況を共有し、自律的な学びを組織的に支援する。 ④「共通教育科目」「専門教育科目」にナンバリングする。ナンバリングに基づいたカリキュラムマップにより「導入期」「発展期」「完成期」と段階的に学修する。 3.教育評価（学修成果の評価法） ①各科目のシラバスに定める評価方法に基づき、厳格な評価を行う。 ○入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー） 生活福祉情報科では、学力の三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を多面的・総合的に評価することにより入学者選抜を行なう。また、判定においては、学力の三要素を入学後に継続的・発展的に獲得できるかどうかを重視します。 1.「知識・技能」 ①本学科の教育課程を学修できる基礎的知識・技能を有している。 2.「思考力・判断力・表現力」 ①実社会における様々な状況に対応できる思考力・判断力・表現力の習得が期待できる。 3.「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」 ①他者と協働し、社会に貢献しようとする意欲があり、社会の一員として主体的に関わる創造的思考力と総合的な人間性の育ちを期待できる。
（省略）	（省略）

学則変更の趣旨等を記載した書類

目次

ア　学則変更（収容定員変更）の内容 ・・P.2
イ　学則変更（収容定員変更）の必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
ウ　学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
（ア）教育課程の変更内容 ・・P.2
（イ）教育方法及び履修指導方法の変更内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
（ウ）教員組織の変更内容 ・・P.2
（エ）大学全体の施設・設備の変更内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.3

学則変更の趣旨等を記載した書類

ア　学則変更（収容定員変更）の内容

近畿大学九州短期大学通信教育部生活福祉情報科は、令和７年度から学生募集を停止することから、近畿大学九州短期大学学則第５条及び近畿大学九州短期大学通信教育部規程第３条に記載された入学及び収容定員を以下のとおり変更する。

学　科	定　員	変更前	変更後
通信教育部生活福祉情報科	入学定員	300 人	削除
	収容定員	600 人	削除

イ　学則変更（収容定員変更）の必要性

現在、本学通信教育部においては、保育科及び生活福祉情報科の 2 学科を有しており、通信教育部生活福祉情報科においては、生活教養・生活技術に情報教養を融合した学科として設置していた。

しかしながら、当該分野の社会が取り巻く環境は大きく変化し、開設当初 150 名程度いた入学者が年々減少の一途を辿り、令和 6 年度においては 49 名（入学定員充足率 16.3%）となり、今後も安定的に入学者を確保することは難しいと判断し、当該学科の学生募集停止の判断に至った。

【入学定員充足率（過去 10 年間)】

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
入学定員充足率	29.3%	22.0%	25.3%	27.0%	22.0%	22.7%	20.3%	22.3%	18.7%	16.3%
(入学者数)	(88)	(66)	(76)	(81)	(66)	(68)	(61)	(67)	(56)	(49)

ウ　学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（ア）教育課程の変更内容

学生募集を停止するものであるため、教育課程の変更を行う計画はない。

（イ）教育方法及び履修指導方法の変更内容

学生募集を停止するものであるため該当なし。

在学生が卒業するまでの間、必要な授業の開講及び履修指導等の在学生への教育条件の維持には、万全を尽くす。

（ウ）教員組織の変更内容

通信教育部生活福祉情報科の学生募集を停止するものであり、通学課程は存続するため、現在の教員組織を維持する。

（エ）大学全体の施設・設備の変更内容

施設・設備については、通学課程（保育科・生活福祉情報科）及び通信教育部保育科が存続するため、変更はない。

学生の確保の見通し等を記載した書類

（１）新設組織の概要

（２）人材需要の社会的な動向等

（３）学生確保の見通し

（４）新設組織の定員設定の理由

学生募集を停止するものであるため該当なし

別記様式第３号（その１）

（用紙　日本産業規格Ａ４横型）

教　　員　　名　　簿

学　長　又　は　校　長　の　氏　名　等						
調書番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有学位等	月額基本給（千円）	現　職 （就任年月）
—	学長	キム ジュンファ 金 俊華 （令和3年4月）		博士 （教育学）		近畿大学九州短期大学　学長 （令和3年4月−令和7年3月）